

資料編

豊橋市環境基本条例

(平成8年3月29日公布)

私たち人類は、これまで豊かな自然の恵みに支えられて、生命をはぐくみ、歴史を刻んできた。

しかしながら、近年の急速な科学技術の発達により私たちの生活が便利で豊かなものになる一方で、生活様式の変化や事業活動の拡大に伴い、資源・エネルギーが大量に消費され、いつのまにか多大な負荷を環境に与えるようになり、いまや人類の存続の基盤である地球の環境が脅かされようとしている。

緑の山野と雄大な海に囲まれた私たちのまち豊橋でも、都市化の進展に伴い、環境への負荷がもたらされ、河川・三河湾の水質の汚濁、大気の汚染などによる自然環境や生活環境への影響が懸念されている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を市民が共有するかけがえのない貴重な資源として、将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

今こそ私たちは、人間にとって真の豊かな生活とは何かを真剣に考え直し、地球的視野に立って、自主的に社会経済活動による環境への負荷を減らし、すべての者が一体となって、持続的な発展が可能な社会を構築していかなければならない。

このような認識の下に、人と自然とが共生できる恵み豊かな環境を創造し、将来の世代に継承していくために、ここに、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全は、市民が人類の存続の基盤である健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、地球全体を視野に入れながら、すべての者の自主的かつ積極的な取組の下に人の活動による環境への負荷をできる限り低減することによって、人と自然とが共生できる持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関し、地域の特性を生かした基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組が必要とされる場合には、国、県、近隣の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、環境の保全上の支障を防止するため、これに伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域社会の一員として、地域の環境に十分配慮するように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、地域の特性を生かした環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第6条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する施策の基本方針

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境を創造すること。

第3章 環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ豊橋市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第4章 環境の保全のための施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮し、環境への負荷の低減のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境配慮指針の作成)

第10条 市長は、事業者がその事業活動において、及び市民がその日常生活において、環境への負荷の低減のための措置について自ら検討することができるようにするため、環境の保全について配慮すべき指針を作成しなければならない。

(規制等の措置)

第11条 市は、快適な生活環境を確保し、及び自然環境を適正に保全するため、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制又は指導の措置を講ずるように努めなければならない。

(助成措置)

第12条 市は、事業者又は市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第13条 市は、環境の保全のための公共的施設の整備、絶滅のおそれのある野生動植物の保護その他の環境の保全のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第14条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動(以下「民間団体等の環境保全活動」という。)が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等の環境保全活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査、監視、測定等)

第17条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を推進するために必要な調査を実施し、並びに監視及び測定の体制の整備を図るとともに、他の調査研究機関との積極的な交流に努めるものとする。

第5章 環境審議会

第18条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、豊橋市環境審議会(以下「審議会」という。)

を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) その他環境の保全に関する基本的事項及び重要事項
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員 30 人以内で組織する。
- 5 委員は、環境の保全に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 31 年豊橋市条例第 34 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「公害対策審議会委員」を「環境審議会委員」に改める。

(豊橋市公害防止条例の一部改正)
- 3 豊橋市公害防止条例 (昭和 46 年豊橋市条例第 41 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「豊橋市公害対策審議会」を「豊橋市環境基本条例 (平成 8 年豊橋市条例第 15 号) 第 18 条第 1 項の豊橋市環境審議会 (以下「審議会」という。)」に改める。

第 9 条第 2 項中「豊橋市公害対策審議会」を「審議会」に改める。

第 16 条から第 21 条までを削り、第 22 条を第 16 条とし、第 23 条から第 25 条までを 6 条ずつ繰り上げる。

豊橋市環境審議会規則

(平成 8 年 3 月 29 日公布)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊橋市環境基本条例（平成 8 年豊橋市条例第 15 号）第 18 条第 7 項の規定に基づき、豊橋市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) その他市長が必要と認めた者
- (会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会議の議長となり会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境部で処理する。

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日規則第 73 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 5 月 15 日規則第 58 号）

この規則は、公布の日から施行する。

豊橋市環境調整会議規程

(平成8年3月29日公布)

(設置)

第1条 環境に関し、施策の緊密な連絡と総合的な調整を行い、もって環境行政の積極的な推進を図るため、豊橋市環境調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

(連絡調整事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について連絡調整を行う。

- (1) 環境に関する施策の基本方針に関すること。
- (2) 環境に関する施策の推進に関すること。
- (3) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に関すること。
- (4) 地球温暖化対策に関すること。
- (5) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (6) その他環境に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は豊橋市副市長事務分担規則(平成4年豊橋市規則第4号)第2条第1項第1号に掲げる副市長を、副会長は同項第2号に掲げる副市長をもって充てる。
- 3 委員は、教育長、総務部長、財務部長、企画部長、文化市民部長、福祉部長、健康部長、環境部長、産業部長、建設部長、都市計画部長、市民病院事務局長、会計管理者、上下水道局長、消防長、教育部長及び議会事務局長をもって充てる。

(会議)

第4条 調整会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、調整会議を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。
- 4 調整会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 調整会議の円滑な遂行のための協議をするため、調整会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第2条に定める連絡調整事項(以下単に「連絡調整事項」という。)に関係のある部局の課長等で構成し、幹事会会長には、環境政策課長をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事会会長が招集し、総理する。

(資料の提出)

第6条 部局の課長等は、所管の連絡調整事項があるときは、必要な資料を幹事会会長に提出しなければならない。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、環境部で処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

(豊橋市公害対策会議規程の廃止)

2 豊橋市公害対策会議規程(昭和41年豊橋市訓令第5号)は、廃止する。

附 則(平成9年3月31日訓令第11号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日訓令第17号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日訓令第17号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日訓令第15号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日訓令第11号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第12号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

豊橋市環境審議会委員名簿

職名	所属等	氏名
会長	工学博士（元豊橋技術科学大学エコロジー工学系教授）	笠倉 忠夫
副会長	愛知大学経済学部教授	宮沢 哲男
委員	愛知県水産試験場	石田 基雄
委員	（学）名古屋電気学園愛知工業大学客員教授	稲垣 隆司
委員	豊橋創造大学保健医療学部教授	稲田 充男
委員	豊橋商工会議所女性部会	追分 節子
委員	愛知県環境審議会専門調査員	神戸 敦
委員	日本労働組合総連合会愛知県連合会豊橋地域協議会	木村 勉
委員	豊橋市自治連合会	佐藤 庄一
委員	豊橋女性団体連絡会	柴本 智子
委員	（社）豊橋市薬剤師会	高木 典子
委員	主婦	谷口 朝子
委員	豊橋農業協同組合女性部会	芳賀 しげ子
委員	（社）豊橋市医師会	畑 徳昌
委員	豊橋技術科学大学環境・生命工学系教授	平石 明
委員	東三河教育事務所（障害児就学指導員）	平田 美代子
委員	中部電力（株）豊橋営業所	森田 吉彦

（会長・副会長を除き 50 音順 敬称略）

策定の経過

年月日	名 称	内 容
平成 21 年 11 月 10 日	環境審議会	第 2 次環境基本計画の策定について
平成 21 年 11 月 19 日	環境に関するアンケートの実施	市民・事業者の意識調査
平成 22 年 4 月 20 日	環境調整会議	第 2 次環境基本計画の策定について
平成 22 年 7 月 12 日	環境審議会	第 2 次環境基本計画の策定について
平成 22 年 10 月 19 日	環境審議会	第 2 次環境基本計画の策定について (中間報告)
平成 22 年 11 月 30 日	環境調整会議	第 2 次環境基本計画の策定について (中間報告)
平成 22 年 12 月 27 日	豊橋市議会 環境経済委員会	第 2 次環境基本計画の策定について (中間報告)
平成 23 年 2 月 15 日	豊橋市議会 環境経済委員会	第 2 次環境基本計画(素案)について
平成 23 年 2 月 16 日 ～平成 23 年 3 月 17 日	パブリックコメントの実施	第 2 次環境基本計画(案)についての 意見募集
平成 23 年 2 月 28 日	環境調整会議	第 2 次環境基本計画(案)について
平成 23 年 3 月 28 日	環境審議会	第 2 次環境基本計画の策定について

市民アンケート

市民アンケート調査
集計・解析

配布	3,000
回収	1,275
回収率	42.5%

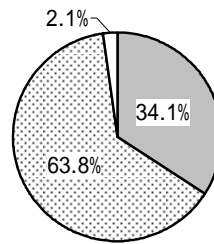
回収数、回答率は前回（H17年実施）とほぼ同数となった。
（H17年はそれぞれ1,273件、42.4%）

回答者： 1,275人

あなたご自身のことについておたずねします

1) あなたの性別は

選択肢	件数	比率
1. 男	435	34.1%
2. 女	813	63.8%
無回答・無効	27	2.1%
計	1,275	100.0%

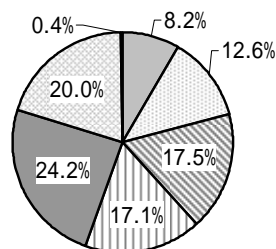


□ 男 □ 女 □ 無回答・無効

回答者の性別は女性が63.8%、男性が34.1%と女性の割合の方が高くなっている。

2) あなたの年代は

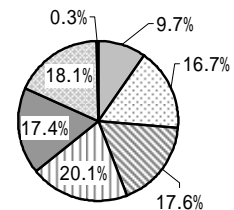
選択肢	件数	比率
1. 20歳代	105	8.2%
2. 30歳代	161	12.6%
3. 40歳代	223	17.5%
4. 50歳代	218	17.1%
5. 60歳代	308	24.2%
6. 70歳以上	255	20.0%
無回答・無効	5	0.4%
計	1,275	100.0%



□ 20歳代 □ 30歳代 □ 40歳代 □ 50歳代
□ 60歳代 □ 70歳以上 □ 無回答・無効

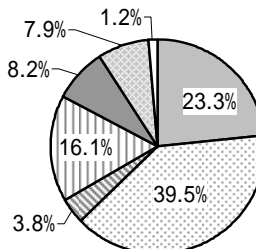
60代と70歳以上が合わせて44.2%と多い一方で、20代と30代は10%前後となっており、比較的高齢な方の回答が多いことが分かる。前回と比較すると、60代を中心に高齢者の割合がやや多くなっている。

[H17年]



3) あなたの家族構成は

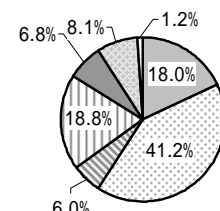
選択肢	件数	比率
1. 夫婦のみ	297	23.3%
2. 夫婦と子	504	39.5%
3. 夫婦と親	48	3.8%
4. 3世代以上	205	16.1%
5. 単身	104	8.2%
6. その他	101	7.9%
無回答・無効	16	1.2%
計	1,275	100.0%



□ 夫婦のみ □ 夫婦と子 □ 夫婦と親 □ 3世代以上
□ 単身 □ その他 □ 無回答・無効

「1.夫婦のみ」「2.夫婦と子」を合わせた核家族の割合が6割以上と高く、3世代以上が同居している世帯は16.1%となっている。前回との比較では、夫婦のみの割合が約5ポイント増加している。

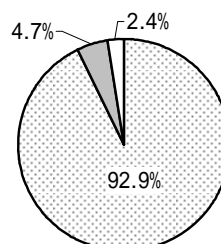
[H17年]



環境全般のことについておたずねします

問1 あなたは、環境の保全や環境問題に関心がありますか

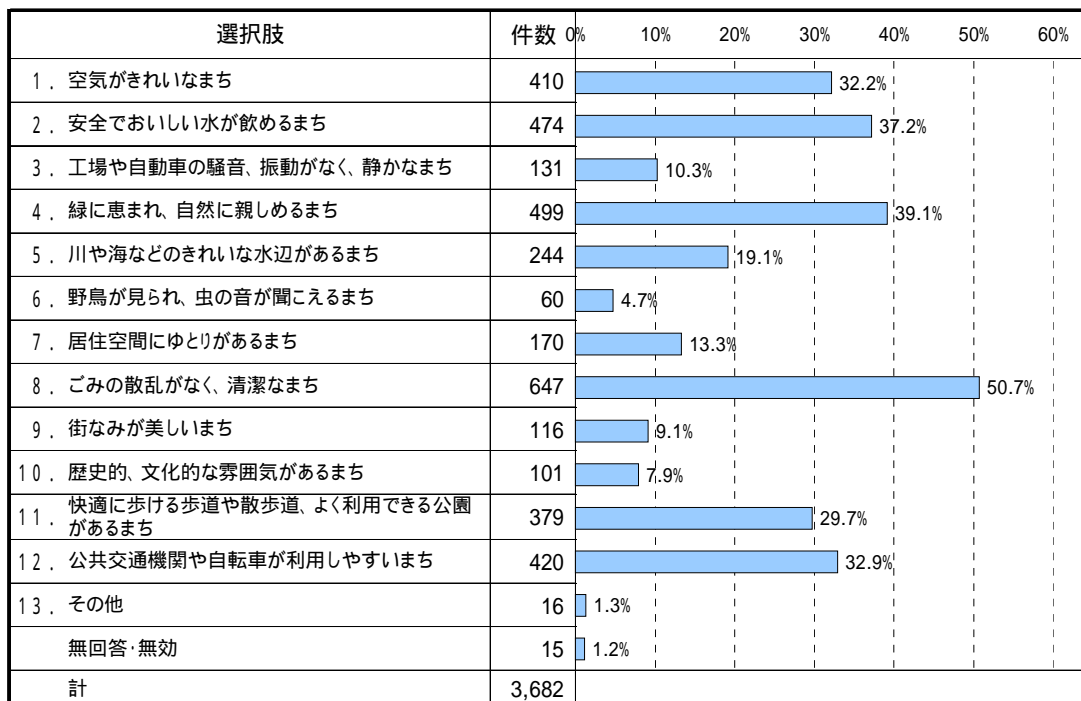
選択肢	件数	比率
1. 関心がある	1,184	92.9%
2. 関心がない	60	4.7%
無回答・無効	31	2.4%
計	1,275	100.0%



□ 関心がある
□ 関心がない
□ 無回答・無効

関心のある人の割合が92.9%と非常に高くなっている。

問2 将来、豊橋がどのような環境のまちになれば良いと思いますか

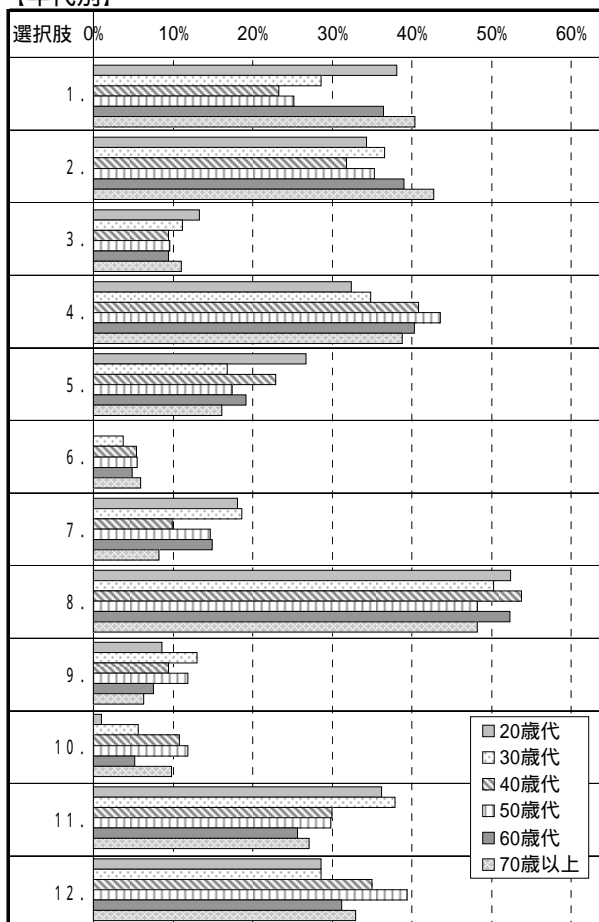


3つまで回答

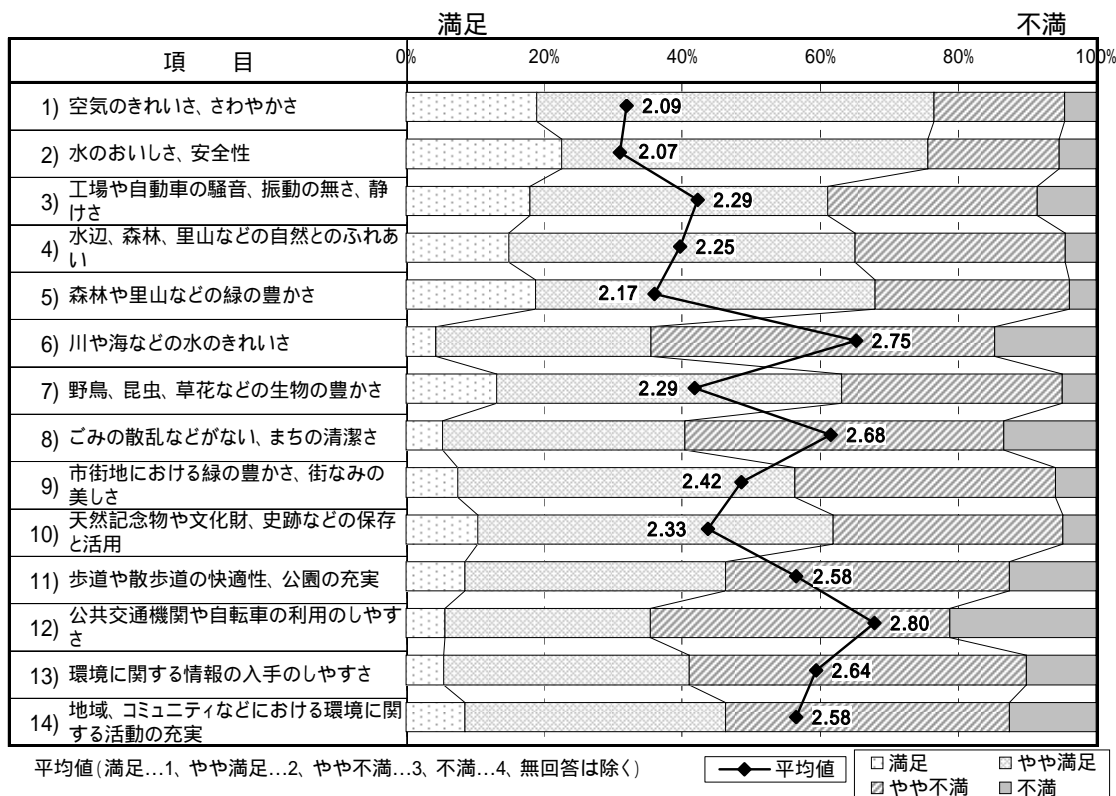
「8.ごみの散乱がなく、清潔なまち」と答えた方が50.7%と最も高い。自由回答でもごみ出しや分別についての回答が非常に多く見られ、ごみへの関心が高いことが伺える。次いで「4.緑に恵まれ、自然に親しめるまち」や「2.安全でおいしい水が飲めるまち」、「12.公共交通機関や自転車が利用しやすいまち」などが高くなっている。

回答者の年代別で見ると、比較的高齢層(60歳代・70歳以上)で回答が多かったのが、「1.空気がきれいなまち」「2.おいしい水が飲めるまち」など、若年層(20歳代・30歳代)が多かったのが「7.居住空間にゆとりがあるまち」や「11.快適に歩ける歩道や公園があるまち」となっている。また、「4.緑に恵まれ、自然に親しめるまち」や「12.公共交通機関や自転車が利用しやすいまち」は40歳代・50歳代の回答が多く見られた。

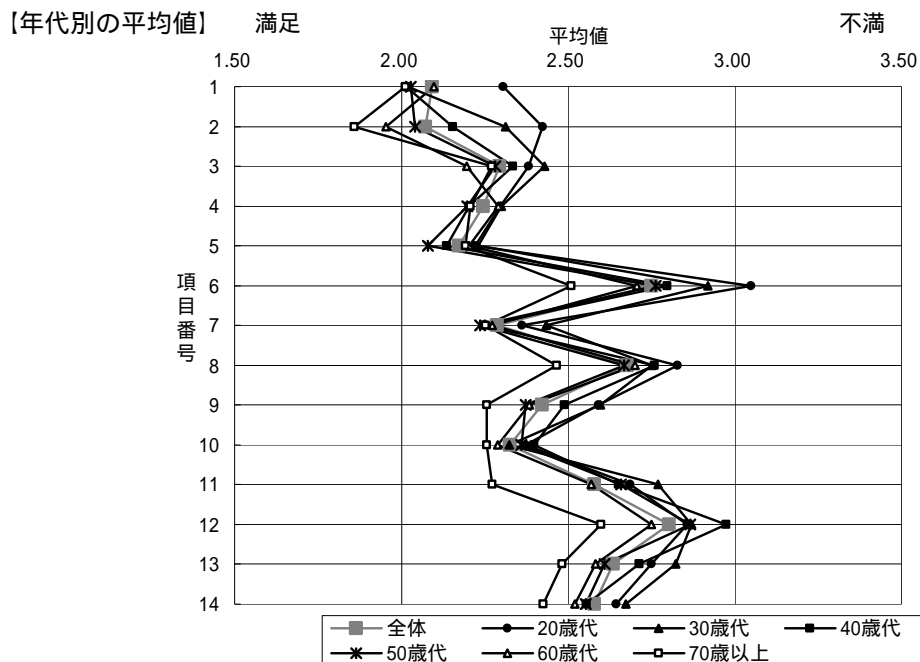
【年代別】



問3 あなたの身近な環境について、満足度をお聞きます

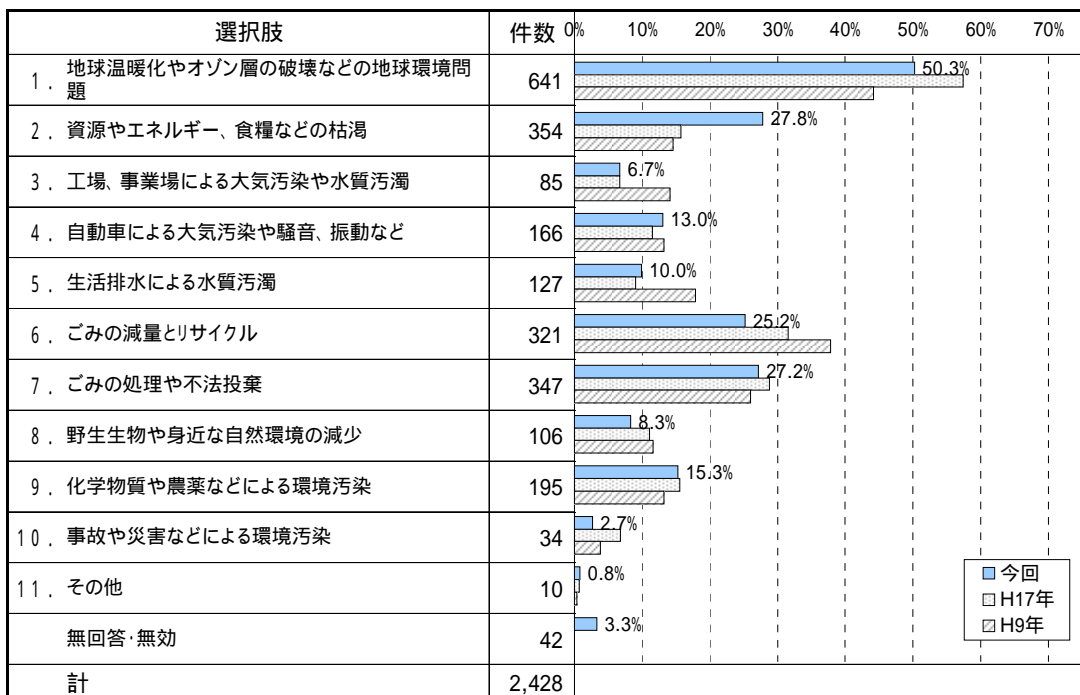


「1.空気のきれいさ」や「2.水のおいしさ」など生活環境に関係する項目の満足度が比較的高く、「6.川や海などの水のきれいさ」や「12.公共交通機関や自転車の利用のしやすさ」の満足度が比較的低いことが分かる。「13.環境に関する情報の入手のしやすさ」もやや満足度が低く、情報提供のあり方にも課題があるといえる。



年代別では、全体的に若い世代ほど満足度が低く、高齢層(特に70歳以上)の満足度が高い傾向が見られ、特に「2.水のおいしさ、安全性」や「6.川や海などの水のきれいさ」で顕著となっている。40歳代・50歳代では「12.公共交通機関や自転車の利用のしやすさ」の満足度が低く、問2と同じ傾向となっている。

問4 最近の環境問題のうち、あなたが最も関心のあるものは何ですか



(H17年とは選択肢の表現が若干異なる)

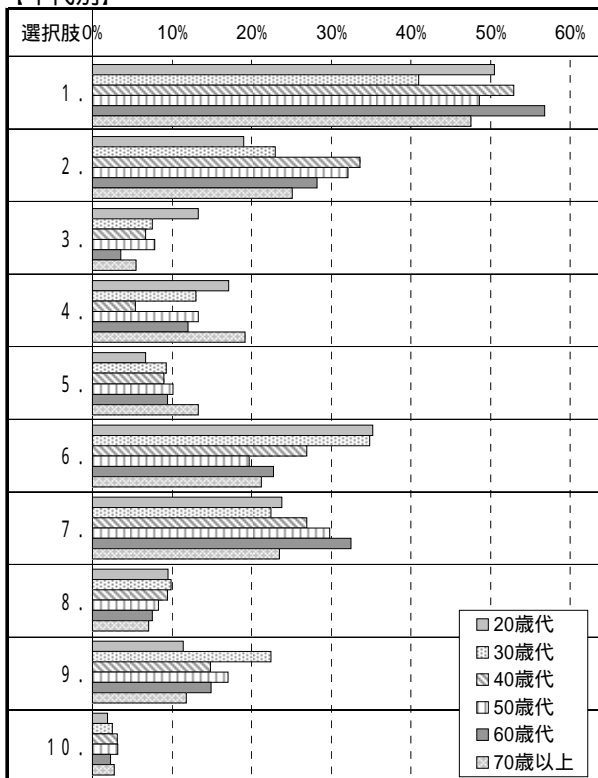
2つまで回答

「1.地球環境問題」に関心がある人の割合が約5割で最も高い。次が「2.資源やエネルギー、食糧などの枯渇」で、続いて「7.ごみの処理や不法投棄」「6.ごみの減量とリサイクル」となっており、ここでも循環型社会の形成やごみに対する意識の高さが伺える。

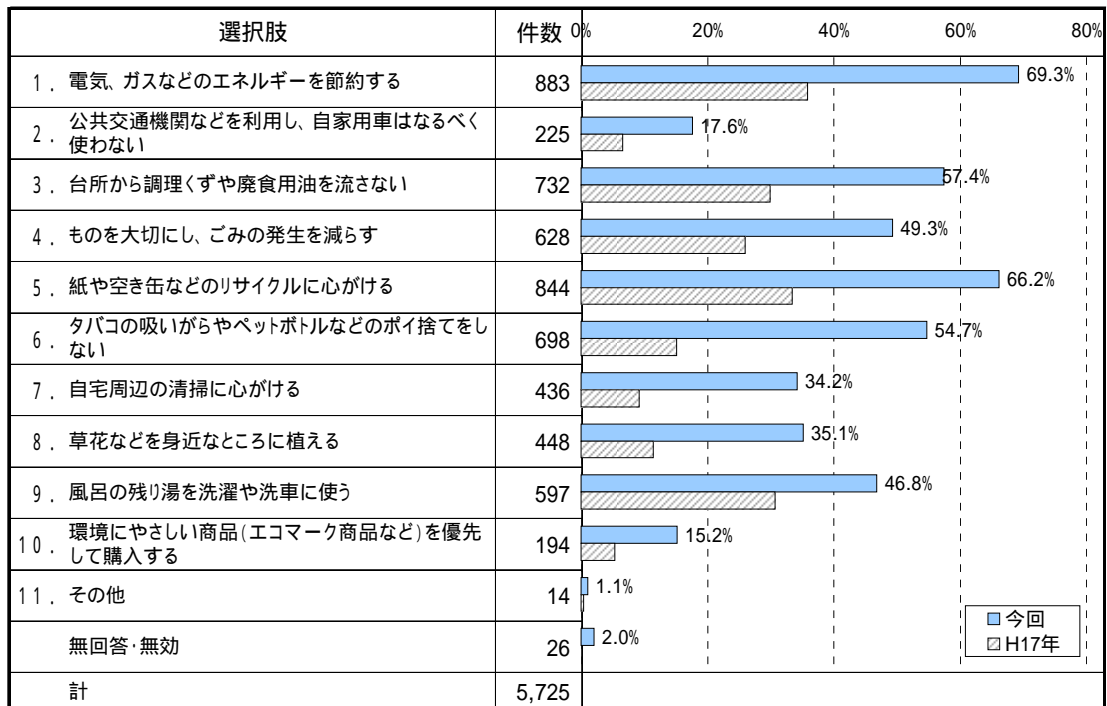
ただし、過去2回の調査と比較すると、「6.ごみの減量とリサイクル」への関心は低下する一方、「2.資源やエネルギー、食糧などの枯渇」への関心は急に高くなっていることが分かる。

年代別では、ごみに関する選択肢で、20歳代・30歳代では「6.ごみの減量とリサイクル」に関心が高いのに対し、50歳代・60歳代では「7.ごみの処理や不法投棄」への関心の方が高くなっている。他には、20歳代で「3.工場・事業場による大気汚染や水質汚濁」、30歳代は「9.化学物質などによる環境汚染」、40歳代・50歳代は「2.資源やエネルギー、食糧などの枯渇」、60歳代は「1.地球温暖化などの地球環境問題」、そして70歳以上では「4.自動車による大気汚染など」や「5.生活排水による水質汚濁」への関心が、他の世代と比較して高くなっている。

【年代別】



問5 より良い環境をつくるために、あなたが日常生活の中で特に気をつけていることは何ですか



(H17年とは選択肢の表現が若干異なる)

複数回答(H17年は2つまで)

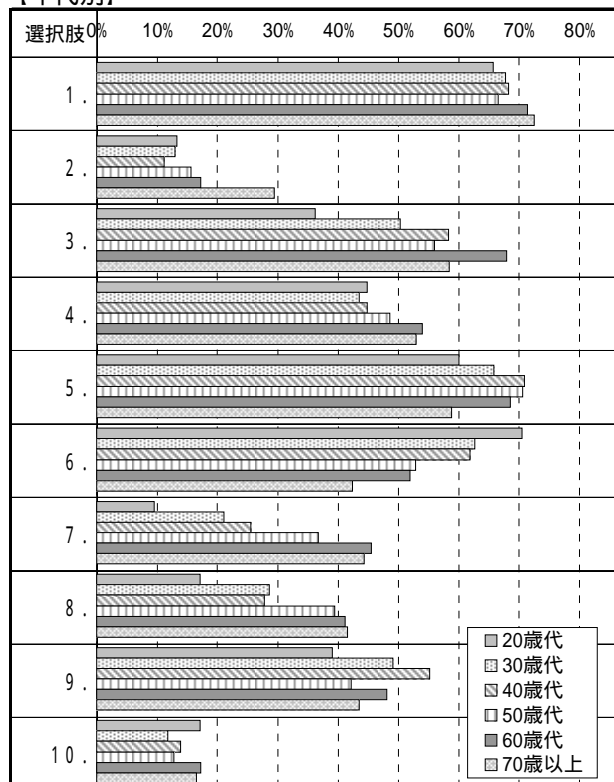
「1.エネルギーの節約」と「5.リサイクル」を心がけている人が7割近くと多い。また、「3.台所から汚水を流さない」「4.ごみの発生を減らす」「6.ポイ捨てをしない」「9.風呂の残り湯を使う」も5割前後と比較的高くなっている。一方で、「2.自家用車をなるべく使わない」ことを意識している人は2割にも満たないことから、公共交通や自転車等の利用促進を図る必要があると考えられる。

前回の調査とは選択できる回答数が異なるため単純には比較できないが、相対的な増減では、「6.ポイ捨てをしない」「7.自宅周辺の清掃に心がける」「8.草花などを植える」を選んだ人が大幅に増加している。

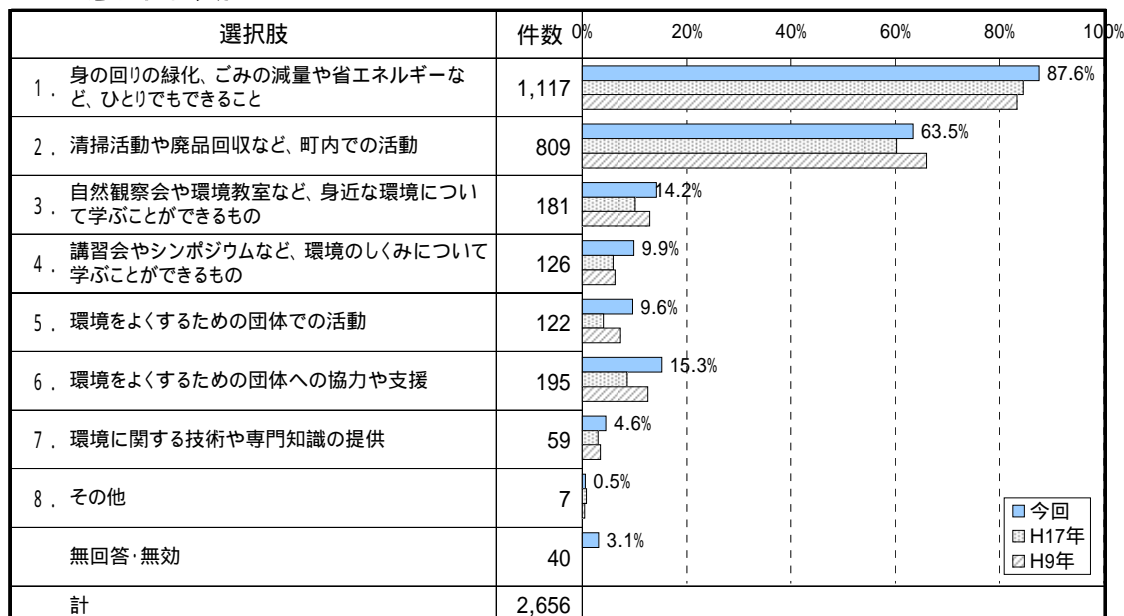
【年代別】

年代別では、ほとんどの選択肢で若年層(特に20歳代)の割合が低くなっており、「3.台所から汚水を流さない」や「7.自宅周辺の清掃」、「8.草花などを身近なところに植える」で特に顕著となっている。

ただし、「6.ポイ捨てをしない」は逆に若年層の方が意識が強く、一概に若年層の環境への意識が低いとは言えず、就業率の高さからくる時間的な制約などが関係している可能性も考えられる。



問6 より良い環境をつくるために、あなたはどのような取り組みに参加または協力することができると思われますか

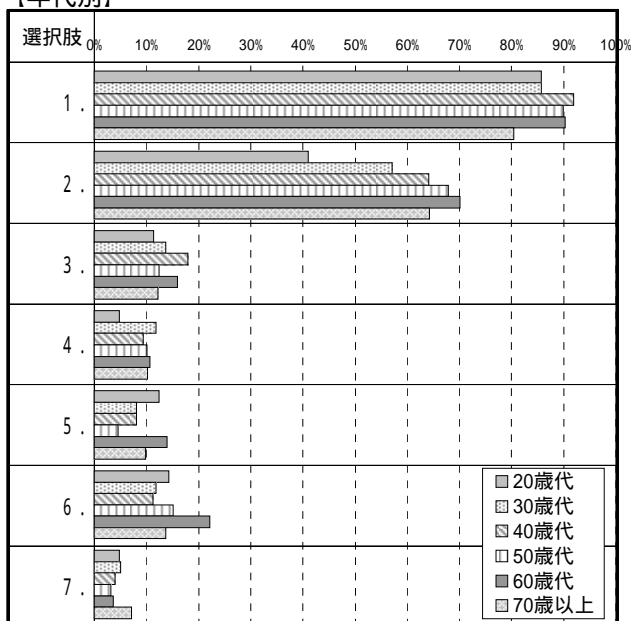


複数回答（H17年は2つまで）

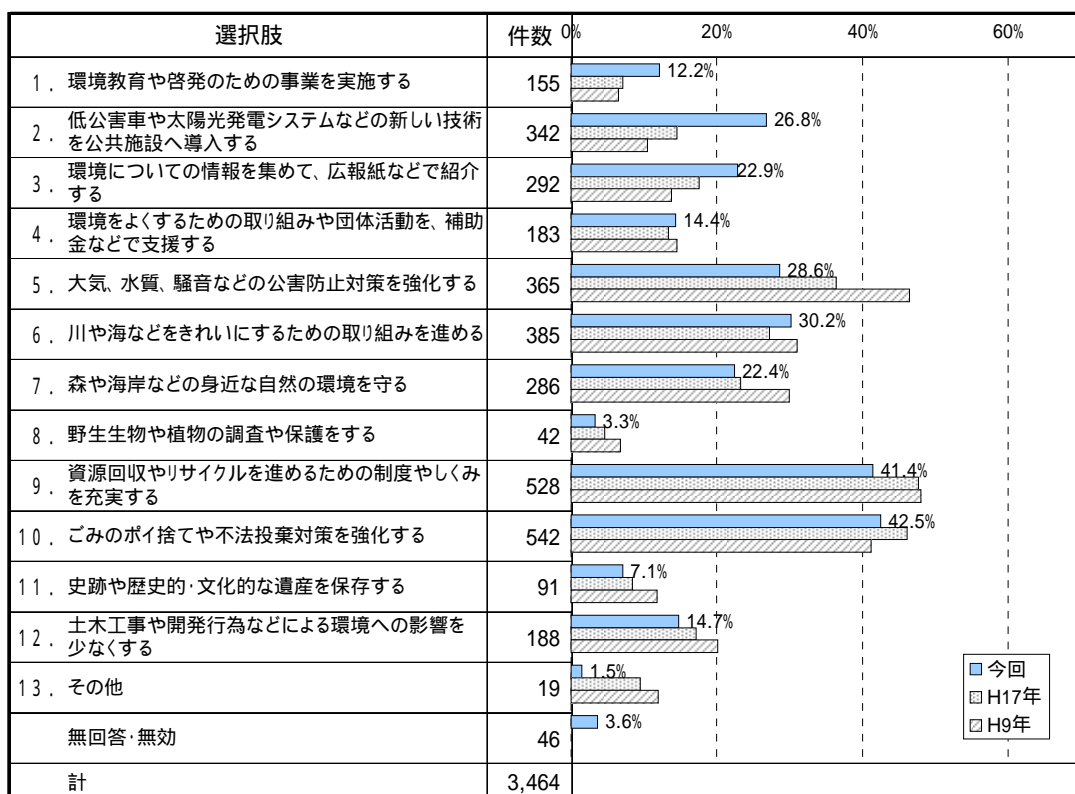
「1.ひとりでもできる身近なこと」は大半(9割弱)の人が参加・協力できると答え、「2.清掃活動などの町内活動」も6割以上の人ができると回答している。それ以外の選択肢の割合は総じて低く、環境学習への参加意欲もかなり低いことが分かる。

【年代別】

年代別では、「2.清掃活動などの町内活動」と答えた人の割合が20歳代が他の世代と比較して極端に低くなっているのが分かる。
ほかの選択肢では大きな差は見られない。



問7 より良い環境をつくるための市の取り組みとして、望ましいと思うことは何ですか



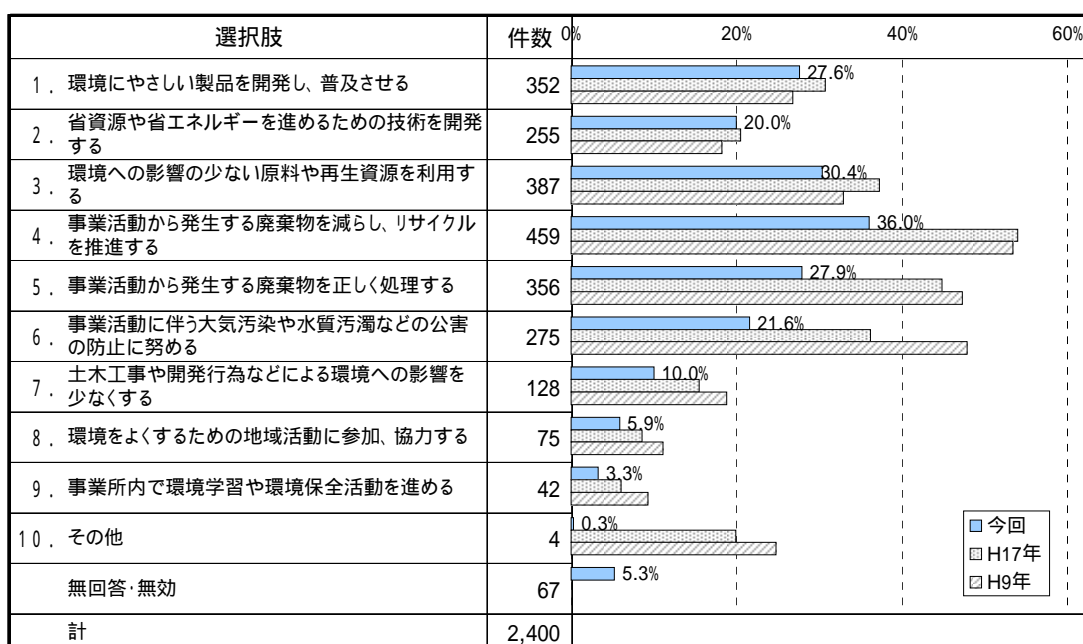
(H17年とは選択肢の表現が若干異なる)

3つまで回答

「9.資源回収やリサイクルの充実」、「10.ごみの投棄対策の強化」と答えた人が4割強と多く、ここでもごみ問題への関心の高さが現れている。他には「6.川や海をきれいにする」、「5.公害防止対策を強化する」など比較的身近な生活環境を良くする取り組みへの期待が高い。

前回との比較では、「1.環境教育の実施」や「2.新技術の導入」、「3.環境に関する情報の紹介」を望む人が増加し、「5.公害防止対策の強化」が減少している。なお、年代による回答の違いはほとんど見られなかった。

問8 より良い環境をつくるための事業者の取り組みとして、望ましいと思うことは何ですか



(H17年とは選択肢の表現が若干異なる)

2つまで回答(H17年は3つまで)

「4.廃棄物を減らし、リサイクルを推進する」が36.0%で最も高くなっている。他にも「3.環境への影響の少ない原料や再生資源の利用」や「5.廃棄物を正しく処理する」など、廃棄物関係の取り組みを望む人が多く、「8.地域活動への参加」や「9.環境学習や環境保全活動の推進」を望ましいと答えた人は少ない。

前回の調査とは選択肢の回答数が異なるため単純には比較できないが、「4.廃棄物を減らし、リサイクルを推進する」や「5.廃棄物を正しく処理する」、「6.公害防止に努める」が相対的に減少する一方で、「1.環境にやさしい製品の開発・普及」や「2.省資源・省エネルギーの技術開発」が相対的に増加している。

ごみ処理のことについておたずねします

問9 あなたは、ごみの減量やリサイクルなどのごみ問題について、どのような内容に関心がありますか

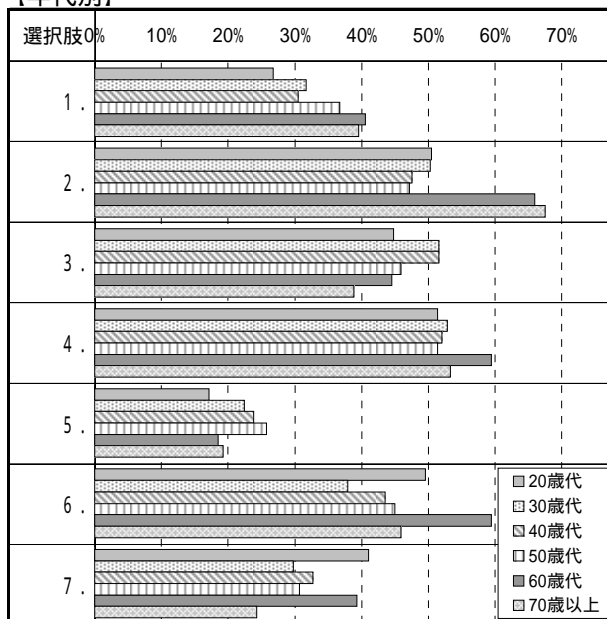
選択肢	件数	0%	20%	40%	60%
1. ごみが減らないこと	454			35.6%	
2. まだ使えそうなものでも簡単に捨てられていること	721			56.5%	
3. 資源になるものの分別リサイクル方法について	582			45.6%	
4. ごみの出し方のマナーについて	688			54.0%	
5. ごみ処理施設や埋立処分場について	270		21.2%		
6. 不法投棄問題	612			48.0%	
7. 地球温暖化などの地球規模の問題	416			32.6%	
8. その他	13	1.0%			
無回答・無効	28	2.2%			
計	3,784				

複数回答

「2.まだ使えそうなものでも簡単に捨てられていること」と「4.ごみの出し方のマナーについて」と答えた人が5割以上となっているほか、「3.リサイクル方法について」と「6.不法投棄問題」も5割近くと高くなっている。

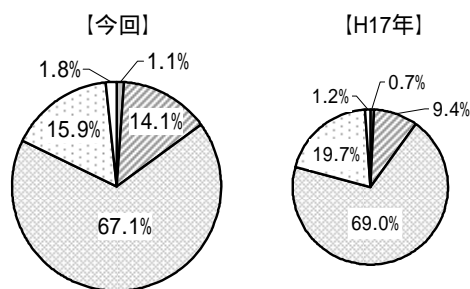
【年代別】

年代別では、60歳代の関心の高さが目立ち、「4.ごみの出し方のマナーについて」や「6.不法投棄問題」では他の年代より明らかに高い。「2.使えそうなものでも簡単に捨てられていること」も70歳以上とともにかなり高くなっており、「もったいない」という意識を強く持っていると考えられるほか、「7.地球規模の問題」への関心も20歳代とともに高くなっている。



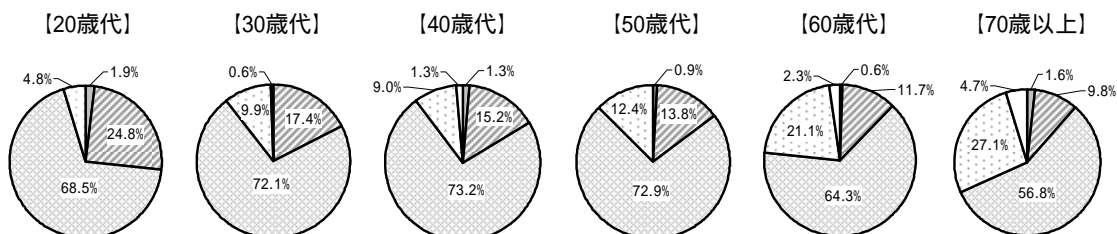
問10 あなたは、日々の暮らしの中で、ごみとどのように関わっていますか

選択肢	件数	比率
1. ごみのことは考えずに、生活している	14	1.1%
2. ごみの問題は深刻だと思いつながら、特に配慮はせずに生活している	179	14.1%
3. 多少意識して、ごみを少なくする配慮やリサイクルを心掛けている	856	67.1%
4. いつも、ごみを少なくする工夫とリサイクルを実行している	203	15.9%
無回答・無効	23	1.8%
計	1,275	100.0%



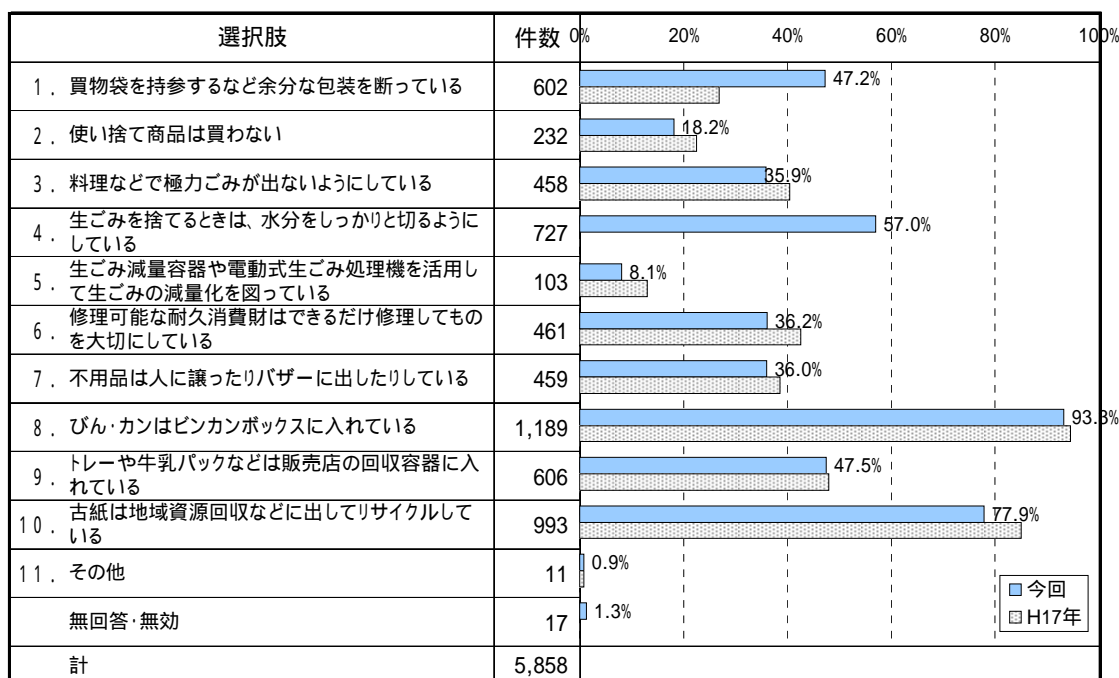
- ごみのことは考えずに、生活している
- ごみの問題は深刻だと思いつながら、特に配慮はせずに生活している
- 多少意識して、ごみを少なくする配慮やリサイクルを心掛けている
- いつも、ごみを少なくする工夫とリサイクルを実行している
- 無回答・無効

「3.多少意識している」と「4.常に配慮している」を合わせると、8割以上の方がごみ減量やリサイクルの行動をしていることが分かる。前回の調査との比較では、「2.特に配慮していない」人がやや増加するなど、若干ながら意識が低下していることが分かる。



回答を年代別で見ると、年齢層が高くなるほどごみ減量やリサイクルの行動をしている割合が高くなり、70歳代以上では4人に1人が「4.常に配慮している」となっている。ただし、20歳代でも7割強の人がリサイクルの行動をしており、それほど意識が低いとはいえない。

問11 あなたは、ごみの減量とリサイクルについてどのような取り組みを行っていますか



(4. はH17年の選択肢にはなし)

複数回答

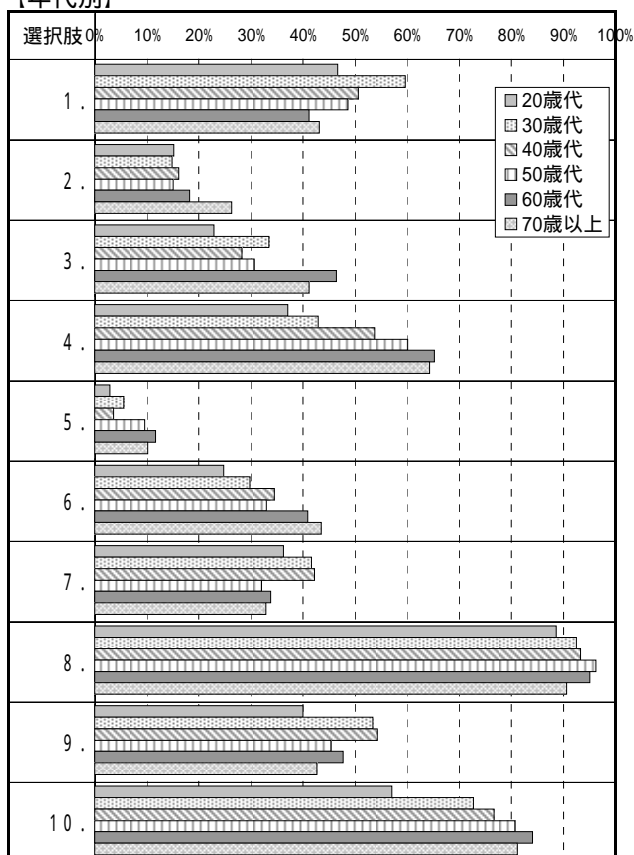
「8.ピンカンボックスに入れている」と答えた人が9割以上と、ほとんどの人が取り組んでいるほか、「10.古紙のリサイクル」も8割弱とかなり高くなっている。一方で「5.生ごみ減量容器や電動式ごみ処理機の活用」は1割に満たず、市の補助金交付制度があるものの、取り組んでいる人が少ないことが分かる。

前回との比較では、「1.買い物袋の持参など余分な包装を断る」ことに取り組んでいる人の割合が大幅に増加している。

年代別に見ると、20歳代の取り組んでいる割合が総じて低く、10項目中7項目において年代別で最低となっており、特に「10.古紙のリサイクル」では2番目に低い30歳代と比べても15ポイント、最も高い60歳代とでは30ポイント近くの差が見られる。

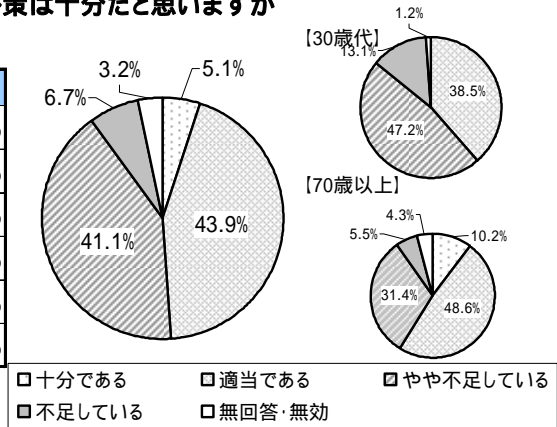
「1.買い物袋の持参など余分な包装を断っている」は30歳代を中心に若い年代が高くなっている。これは、レジ袋が有料化されている他の市に出る機会が比較的多いためと考えられる。

【年代別】



問12 あなたは、本市のごみの減量策やリサイクル策は十分だと思いますか

選択肢	件数	比率
1. 十分である	65	5.1%
2. 適当である	560	43.9%
3. やや不足している	524	41.1%
4. 不足している	85	6.7%
無回答・無効	41	3.2%
計	1,275	100.0%



「2.適当」「3.やや不足」と答えた人がそれぞれ4割強で均衡しており、「4.不足」と合わせて約半数の市民が市のごみ施策を十分だと思っていないことが分かる。
 年代別では、不足していると思っている人の割合は30歳代が約6割と最も高く、逆に適当であると思っている人の割合は70歳以上が約6割と最も高くなっている。

問12で3、4を選んだ人

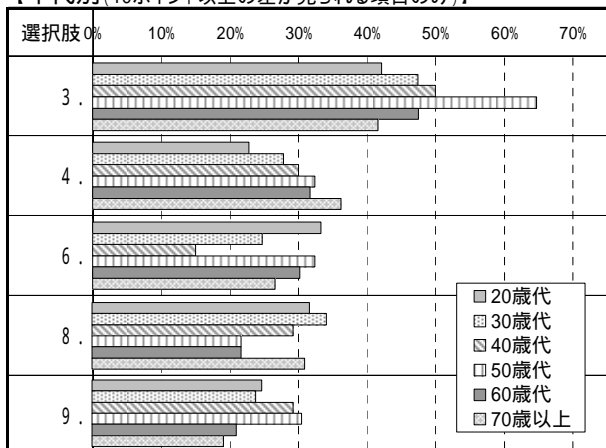
あなたは、どのような施策の充実が必要だと思いますか

選択肢	件数	比率
1. ごみの分別方法を周知徹底する	241	39.6%
2. ごみの分別をさらに細かくする	32	5.3%
3. 古紙などの資源回収(集団回収、リサイクルステーションなど)を増やす	302	49.6%
4. 生ごみのたい肥化を進める	187	30.7%
5. ごみ問題の啓発を行う	107	17.6%
6. 買い物袋を持参する	161	26.4%
7. 幼児や小学生への環境教育を進める	120	19.7%
8. 簡易包装を販売店などに要望する	167	27.4%
9. 家具などのリサイクル品としての販売やフリーマーケットなどの機会を提供する	150	24.6%
10. ごみ袋を指定袋にする(レジ袋でのごみの持ち出しを禁止する)	41	6.7%
11. 家庭ごみを有料化する	31	5.1%
12. その他	12	2.0%
無回答・無効	30	4.9%
計	1,581	

3つまで回答

「3.古紙などの資源回収を増やす」と答えた人が約5割で最も高く、次いで「1.分別方法を周知徹底する」が約4割となっている。一方で「2.分別をさらに細かくする」やごみ袋やごみの有料化と答えた人は少数であることから、収集の周知と頻度に問題があると考えている市民が多いと推測できる。

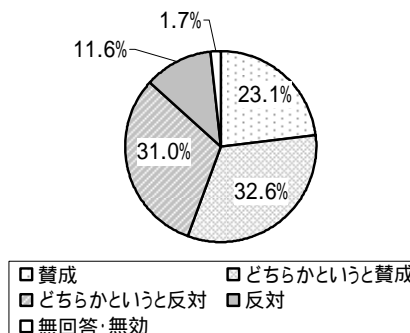
【年代別(10ポイント以上の差が見られる項目のみ)】



年代別では、50歳代の「3.古紙などの資源回収を増やす」と回答した割合が高いのが特に目立つほか、70歳以上では「4.生ごみの堆肥化」、20歳代・50歳代で「6.買い物袋の持参」が高くなっている。
 40歳代は「6.買い物袋の持参」と回答した人の割合が低く、2番目に低い30歳代と比較しても約10ポイントの差が見られる。

問13 あなたは、レジ袋を有料化することについて、どのように思いますか

選択肢	件数	比率
1. 賛成	295	23.1%
2. どちらかという賛成	415	32.6%
3. どちらかという反対	395	31.0%
4. 反対	148	11.6%
無回答・無効	22	1.7%
計	1,275	100.0%



「1.賛成」「2.どちらかという賛成」を合わせると55.7%で過半数を超えるが、「3.どちらかという反対」「4.反対」も合わせて42.6%の人が回答しており、賛否両論に分かれている。

年代別では若年層で反対が、高齢層で賛成がやや多いものの、大きな差は見られない。

問13で1、2を選んだ人

あなたが、そのように思うのはどうですか

選択肢	件数	比率
1. ごみの減量に役立つから	384	54.1%
2. 地球温暖化の防止に役立つから	271	38.2%
3. 余分な物をもらわないなど、消費者の意識が変わるから	363	51.1%
4. レジ袋は利用する人が購入すべきだと思うから	186	26.2%
5. その他	7	1.0%
無回答・無効	10	1.4%
計	1,221	

2つまで回答

「1.ごみの減量に役立つ」「3.消費者の意識が変わる」と答えた人がそれぞれ5割以上と多くなっている。

問13で3、4を選んだ人

あなたが、そのように思うのはどうですか

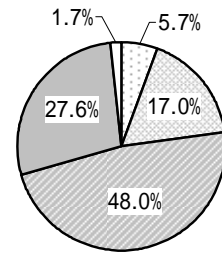
選択肢	件数	比率
1. ごみ袋として再利用するから	475	87.5%
2. レジ袋を購入するのはいやだから	80	14.7%
3. ごみ減量にはつながらないと思うから	243	44.8%
4. レジ袋はお店のサービスで渡すのが当然だから	40	7.4%
5. その他	28	5.2%
無回答・無効	27	5.0%
計	893	

2つまで回答

9割近い人が「1.ごみ袋として再利用する」と答え、ごみ袋を指定していない本市の特徴を表しているといえる。「3.ごみの減量にはつながらない」との回答も4割強あった一方で、「2.購入するのがいやだ」「4.お店が渡すのが当然」の回答は少数で、レジ袋有料化に反対する人でも利己的な理由ではないことが伺える。

問14 あなたは、ごみの排出量に応じて手数料を徴収する「家庭ごみの有料化」について、どのように思いますか

選択肢	件数	比率
1. 賛成	72	5.7%
2. どちらかという賛成	217	17.0%
3. どちらかという反対	612	48.0%
4. 反対	352	27.6%
無回答・無効	22	1.7%
計	1,275	100.0%



□ 賛成 □ どちらかという賛成
 □ どちらかという反対 □ 反対
 □ 無回答・無効

「3.どちらかという反対」「4.反対」と答えた人が合わせて75.6%と大半を占め、「2.どちらかという賛成」は17.0%、「1.賛成」は5.7%と少数だった。

レジ袋の有料化と同じく、若年層で反対が、高齢層で賛成がやや多くなっているが、大きな差は見られない。

問14で1、2を選んだ人

あなたが、そのように思うのはどうですか

選択肢	件数	比率
1. ごみ処理費用はごみを排出する人が負担すべき	107	37.0%
2. ごみの減量や分別・リサイクルを進めるための努力が進み、ごみの減量・リサイクルに効果があると思う	220	76.1%
3. ごみを減らす努力をしている人と、していない人との不公平感がなくなる	122	42.2%
4. その他	4	1.4%
無回答・無効	8	2.8%
計	461	

2つまで回答

家庭ごみの有料化に賛成する理由としては、「2.ごみの減量・リサイクルに効果がある」と答えた人が8割近くへのほり、「1.排出者が費用負担すべき」「3.不公平感がなくなる」が4割前後となっている。

問14で3、4を選んだ人

あなたが、そのように思うのはどうですか

選択肢	件数	比率
1. ごみ処理費用は税金で全部まかなうべきだと思う	184	19.1%
2. 経済的な負担が増えるため	405	42.0%
3. ごみの減量には分別の徹底や普及啓発などの有料化以外の手法をまず行うべき	249	25.8%
4. 有料化によるごみの減量は一時的で、あまり効果はないと思う	127	13.2%
5. ごみの不法投棄につながる恐れがある	628	65.1%
6. その他	29	3.0%
無回答・無効	61	6.3%
計	1,683	

2つまで回答

反対する理由として、「5.不法投棄につながる恐れがある」と答えた人が6割強と多く、「2.経済的な負担が増える」が約4割で続いた。一方で「4.あまり効果がない」との回答は約1割となっていることから、有料化に反対の人でもごみの減量に一定の効果があると考えていることが伺える。

問15 あなたは、ごみ減量・リサイクルに関して、今後どのような情報が最も必要だと思いますか

選択肢	件数	0%	20%	40%	60%
1. 古紙などの資源や家庭での不用品などのリサイクルに関する情報	552			43.3%	
2. 家庭でできるごみ減量の工夫に関する情報	651			51.1%	
3. 環境にやさしい商品(エコ商品)に関する情報	205		16.1%		
4. フリーマーケットなどのイベントに関する情報	193		15.1%		
5. ごみの分別や持ち出しに関する情報	364			28.5%	
6. ごみに関する講習会や施設見学会などの情報	62		4.9%		
7. 市のごみ収集量の移り変わりなど、ごみ処理の現状に関する情報	228		17.9%		
8. その他	11		0.9%		
無回答・無効	56		4.4%		
計	2,322				

2つまで回答

「2.ごみ減量の工夫の情報」と答えた人が5割強で最も多く、次いで「1.リサイクルの情報」が4割強、「5.ごみの分別の情報」が約3割と続き、「6.ごみに関する講習会や施設見学会」は少数となっている。

年代別では「4.フリーマーケットなどの情報」と回答した人の割合が、20歳代・30歳代でやや高く、70歳以上で低くなっている以外は、大きな差は見られない。

市民アンケートのまとめ

市民が望む豊橋のまちの姿

1. ごみの散乱がなく、清潔なまち
2. 緑に恵まれ、自然に親しめるまち
3. 安全でおいしい水が飲めるまち
4. 公共交通機関や自転車が利用しやすいまち
5. 空気がきれいなまち

身近な環境への満足度

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| トップ3 <ol style="list-style-type: none"> 1. 水のおいしさ、安全性 2. 空気のきれいさ、さわやかさ 3. 森林や里山などの緑の豊かさ | ワースト3 <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共交通機関や自転車の利用のしやすさ 2. 川や海などの水のきれいさ 3. ごみの散乱などがない、まちの清潔さ |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

関心のある環境問題

1. 地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題
2. 資源やエネルギー、食糧などの枯渇
3. ごみの処理や不法投棄

市の取り組みとして望むこと

1. ごみのポイ捨てや不法投棄対策を強化する
2. 資源回収やリサイクルを進めるための制度やしくみを充実する
3. 川や海などをきれいにするための取り組みを進める
4. 大気、水質、騒音などの公害防止対策を強化する
5. 低公害車や太陽光発電システムなどの新しい技術を公共施設へ導入する

【総括】

全体的にごみの減量やリサイクル、不法投棄といったごみ問題に対する関心の高さが目立つ。将来のまちの姿では、ごみ問題に次いで空気や水など、身近な生活環境が良くなることを望む声が多い。

一方で、最近の環境問題としては、地球環境やエネルギーなどのグローバルな問題への関心が高い。

公共交通機関や自転車の利用のしやすさについての満足度が最も低く、エコモビリティライフを推進する必要があると考えられる。

市の取り組みとして、ごみ問題対策への要望が上位を占める一方で、前回調査（H17年）と比べ、新しい技術の導入や環境についての情報提供などを望む声が大きくなっている。

事業者アンケート

事業者アンケート調査 集計・解析

配布	389
回収	208
回収率	53.5%

回収率は前回（54.5%）とほぼ同じとなったが、回収数は前回（229件）をやや下回った。
（配布数が前回の420社から減少）

貴事業所の概要についておたずねします

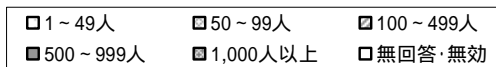
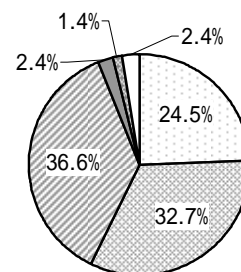
2) 貴事業所の業種は

選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%
1. 建設業	18	8.7%					
2. 製造業	80	38.5%					
3. 電気・ガス・熱供給・水道業	3	1.4%					
4. 運輸業・郵便業	14	6.7%					
5. 卸売業・小売業	36	17.3%					
6. 金融業・保険業	3	1.4%					
7. 不動産業・物品賃借業	1	0.5%					
8. 宿泊業・飲食サービス業	7	3.4%					
9. サービス業(他に分類されないもの)	23	11.1%					
10. その他	14	6.7%					
無回答・無効	9	4.3%					
計	208						

製造業が最も多く、次いで卸売業・小売業、サービス業(他に分類されないもの)の順となった。

3) 貴事業所の従業員数は

選択肢	件数	比率
1. 1～49人	51	24.5%
2. 50～99人	68	32.7%
3. 100～499人	76	36.6%
4. 500～999人	5	2.4%
5. 1,000人以上	3	1.4%
無回答・無効	5	2.4%
計	208	100.0%

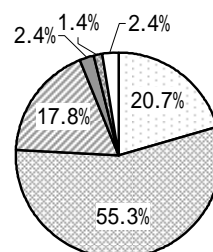


従業員100人未満の事業所が6割弱となり、100人以上の事業所の割合は約4割となった。

環境全般のことについておたずねします

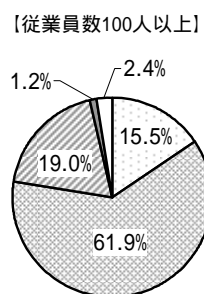
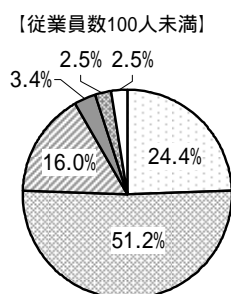
問1 貴事業所では、事業活動を行う上で、環境についてどのように意識されていますか

選択肢	件数	比率
1. 関係する法規制を遵守するように努めている	43	20.7%
2. 関係する法規制を遵守するとともに、日常的に省エネ、省資源、廃棄物の削減などの環境配慮に努めている	115	55.3%
3. 関係する法規制に関わらず、日常的に省エネ、省資源、廃棄物の削減などの環境配慮に努めている	37	17.8%
4. 日常の事業活動では、環境上問題となるようなことはない	5	2.4%
5. 環境問題は意識しているが、特別なことはしていない	3	1.4%
6. 環境問題は意識していない	0	0.0%
7. その他	0	0.0%
無回答・無効	5	2.4%
計	208	100.0%



- 関係する法規制を遵守するように努めている
- 関係する法規制を遵守するとともに、日常的に省エネ、省資源、廃棄物の削減などの環境配慮に努めている
- 関係する法規制に関わらず、日常的に省エネ、省資源、廃棄物の削減などの環境配慮に努めている
- 日常の事業活動では、環境上問題となるようなことはない
- 環境問題は意識しているが、特別なことはしていない
- 環境問題は意識していない
- その他
- 無回答・無効

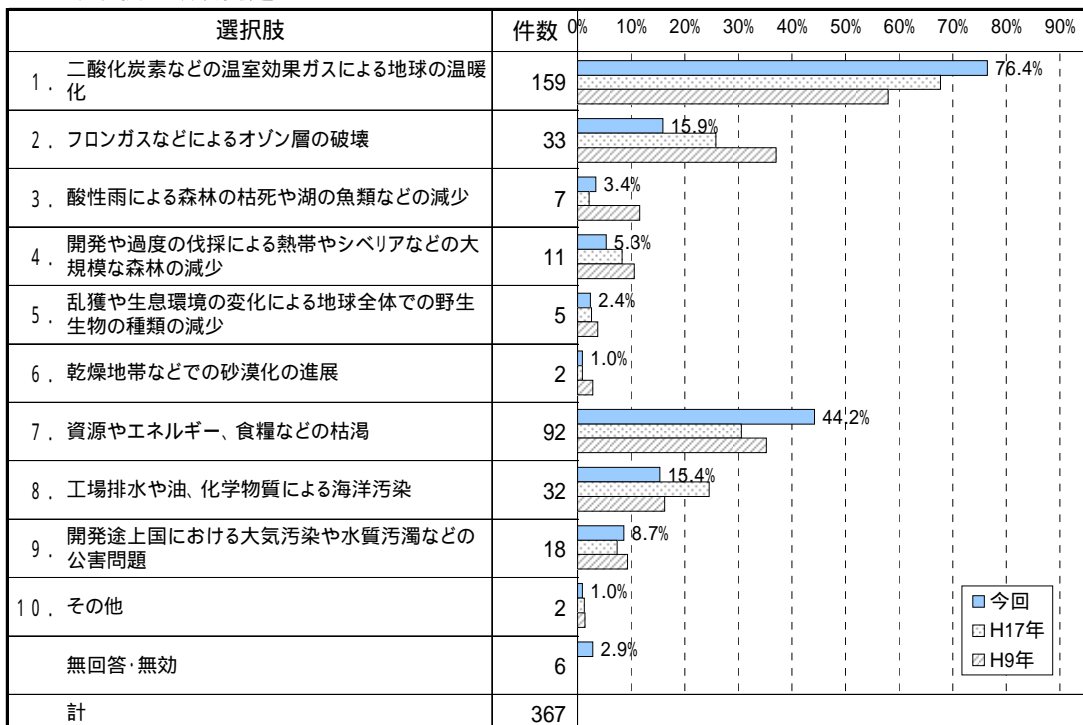
日常的に環境配慮に努めている事業所が2と3の回答を合わせると73.1%となり、事業者の環境への意識の高さが伺える。また、関係する法規制を遵守するように努めている事業所も1と2の回答を合わせて76.0%と高くなっている。環境問題を意識していないと答えた事業者は1件もなかった。



従業員規模別に見ると、100人以上の事業所の方が環境に配慮している割合が少し高いことが分かる。

問2 最近の環境問題のうちで、貴事業所が特に関心のあるものは何ですか

地球規模の環境問題



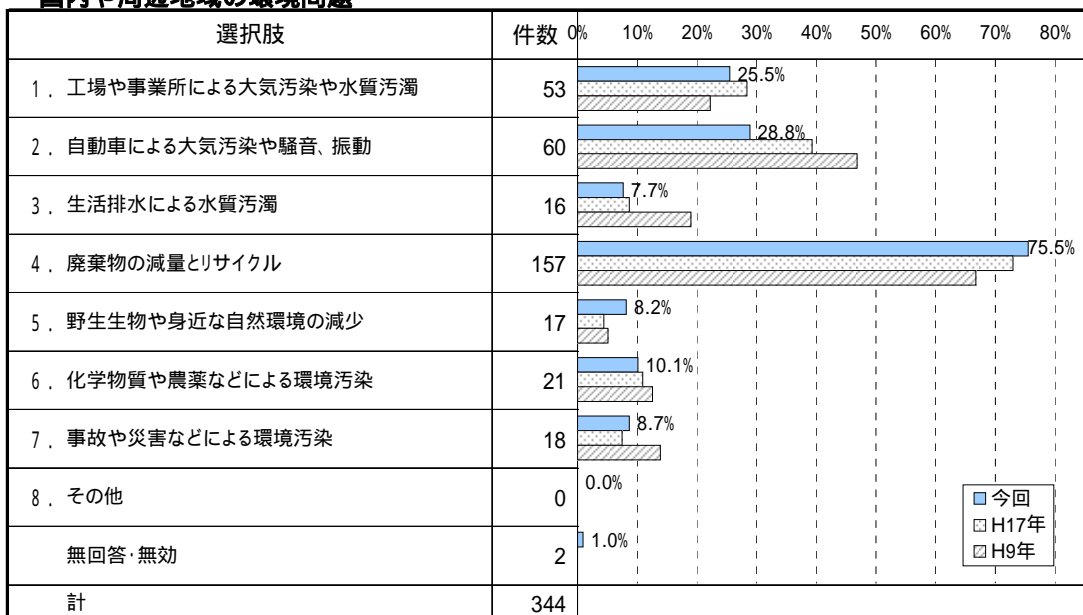
2つまで回答

「1.地球温暖化」に対する関心が非常に高く、76.4%の事業者が回答していて、「7.資源やエネルギー、食糧などの枯渇」が44.2%で続いている。

前回との比較では、「1.地球温暖化」や「7.資源やエネルギーの枯渇」が10ポイント近く増えてるのに対し、「2.オゾン層の破壊」や「8.海洋汚染」では逆に10ポイント近い減少となっている。特に「2.オゾン層の破壊」は対策が進んだこともあり前回と比較すると大幅な減少となっている。

また、従業員規模別では100人以上の事業所の方が「1.地球温暖化」や「7.資源やエネルギーの枯渇」への関心がやや高くなっているものの、大きな違いは見られなかった。

国内や周辺地域の環境問題



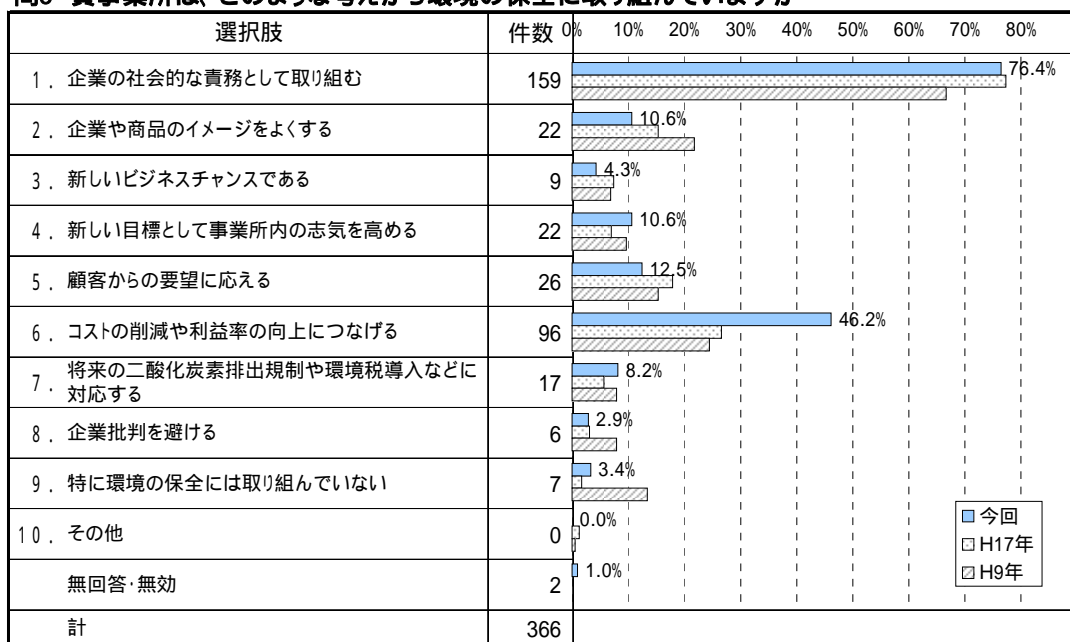
2つまで回答

「4.廃棄物の減量とリサイクル」と回答した事業者が75.5%と非常に多く、「2.自動車による大気汚染や騒音、振動」「1.工場などによる大気汚染や水質汚濁」が3割弱で続いている。

前回との比較では、「2.自動車による大気汚染や騒音、振動」が10ポイント近い減少となった以外は大きな変化は見られないが、「5.野生生物や身近な自然環境の減少」は伸び率で約2倍となっており、やや関心が高まっている。

従業員規模別にはほとんど差が見られなかった。

問3 貴事業所は、どのような考えから環境の保全に取り組んでいますか

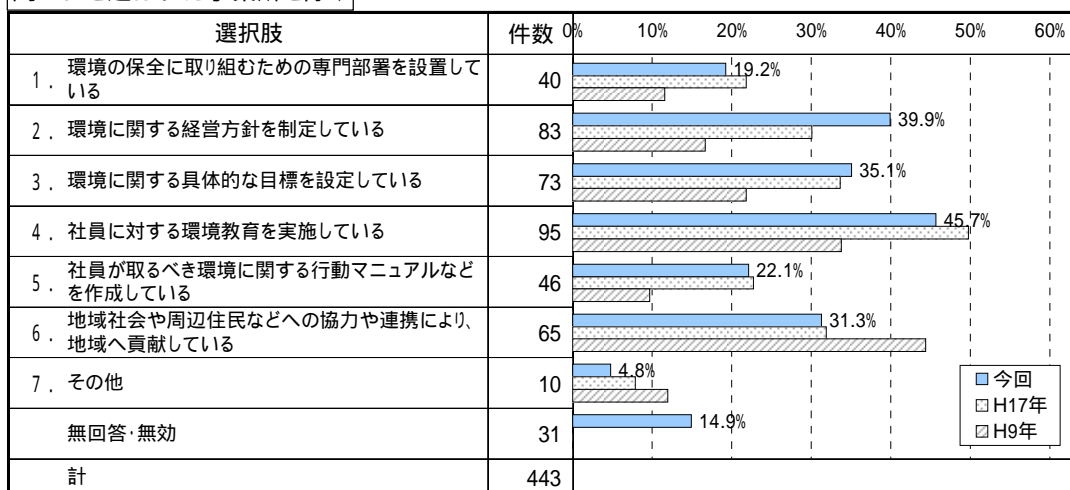


2つまで回答

「1.社会的な責務」が75.4%で最も多く、「6.コスト削減につながる」が46.2%で続いている。
 「9.特に取り組んでいない」と答えたのは7事業者(3.4%)のみと少数であった。
 前回と比較すると、「1.社会的な責務」という考え方はほぼ定着したと考えらる。また、「2.企業のイメージをよくする」という考え方が廃れる一方で、「6.コスト削減や利益率向上につなげる」が急増しているのが分かる。
 従業員規模別では大きな差は見られないが、100人以上の事業所において「1.社会的な責務」や「9.特に取り組んでいない」がやや多くなっている。

問4 貴事業所では、環境の保全に関して、どのような体制や方針で取り組んでいますか

問3で9を選ばれた事業所を除く



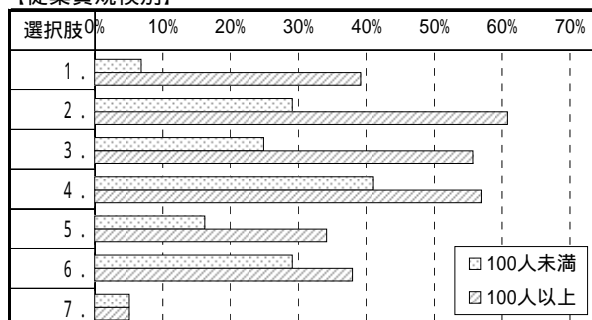
複数回答

(H17年とは選択肢の表現が若干異なる)
 「4.社員に対する環境教育」が45.7%で最も多く、次いで「2.経営方針を制定」、「3.具体的な目標設定」、「6.地域・周辺住民との連携」の順となっている。
 前回との比較では「2.経営方針を制定」が約10ポイント増加した一方で、「1.専門部署の設置」や「4.社員への環境教育」はやや減少している。

従業員規模別では、どの取り組みも100人以上の事業所の方が圧倒的に多いことが分かる。

その中で、100人未満の事業所でも比較的多く取り組んでいるのは、「4.社員への環境教育」や「6.地域・周辺住民との連携」で、差が特に大きいのが「1.専門部署の設置」となっている。

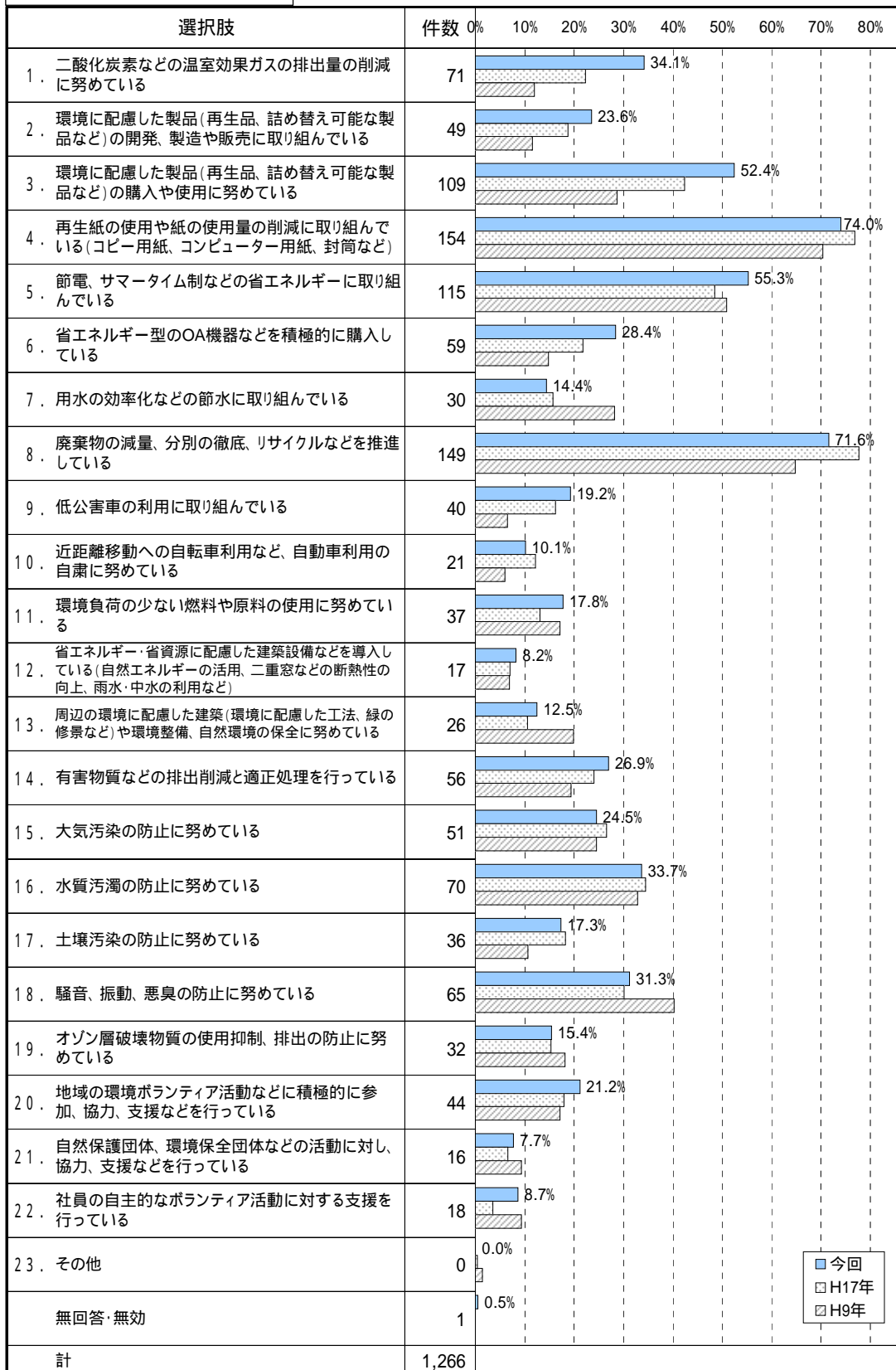
【従業員規模別】



□ 100人未満
 □ 100人以上

問5 貴事業所では、環境の保全に関し、具体的にどのような取り組みを行っていますか

問3で9を選ばれた事業所を除く



(H17年とは選択肢の表現が若干異なる)

複数回答

「4.再生紙の使用や紙の使用量削減」と「8.廃棄物の減量・リサイクル」と回答した事業所が7割以上とかなり多く、「3.環境に配慮した製品の購入」、「5.省エネルギー」も5割以上の事業所が取り組んでいると答えた。

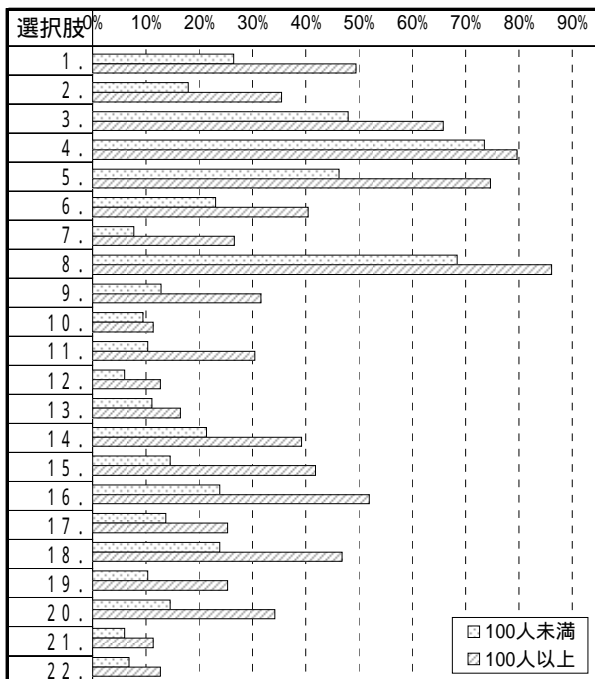
公害対策では「16.水質汚濁の防止」に取り組んでいる事業所が最も多くなっている。

前回との比較では、「1.温室効果ガスの排出削減」や「3.環境に配慮した製品の購入」、「6.省エネ型OA機器の購入」が10ポイント前後の増加となり、前々回から比較すると顕著に増えていることが分かる。また、「2.環境に配慮した製品の開発・製造」や「9.低公害車の利用」も堅実に増えているのが伺える。一方で「4.再生紙の使用や紙の使用量削減」や「8.廃棄物の減量・リサイクル」はやや頭打ちの感がある。

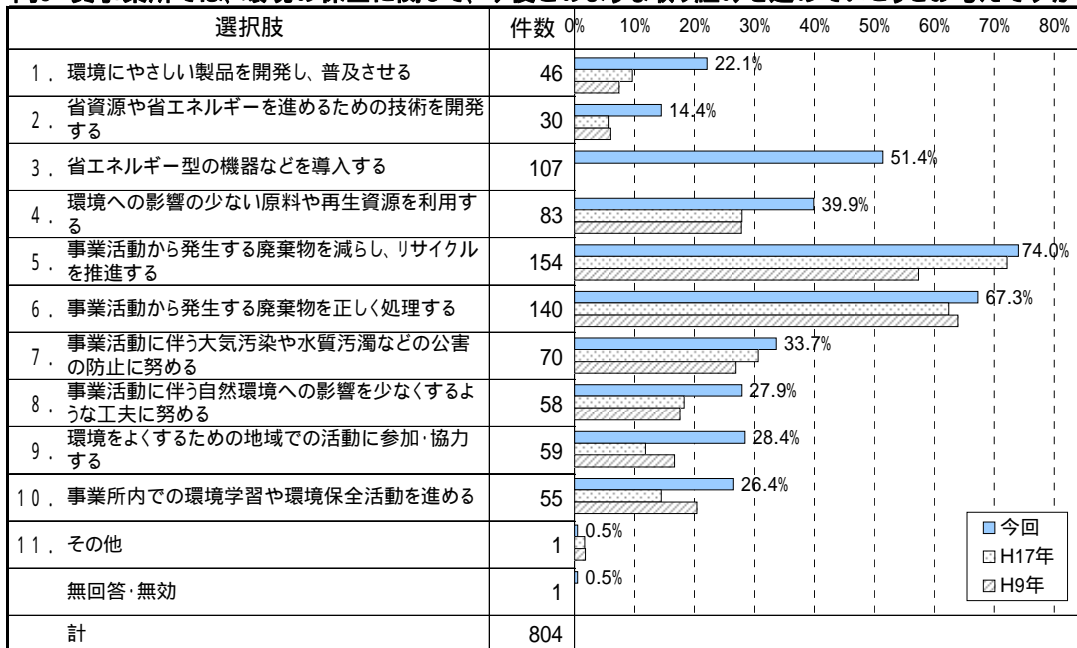
問5 続き

【従業員規模別】

従業員規模別の比較では、全ての項目で100人以上の事業所が大きく上回る結果となった。その中でも差が少ない項目として、「4.再生紙の使用や紙の使用量の削減」や「10.自動車利用の自粛」など比較的経費がかからないと思われる取り組みが挙げられる。



問6 貴事業所では、環境の保全に関して、今後どのような取り組みを進めていこうとお考えですか



(3. はH17年の選択肢にはなし)

複数回答(H17年は3つまで)

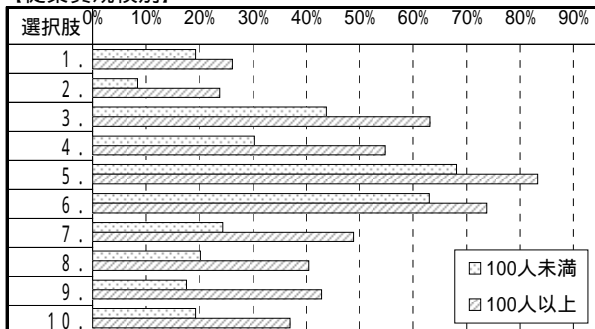
「5.廃棄物の減量とリサイクルの推進」と「6.廃棄物の適正処理」に取り組むと答えた事業者が7割前後に上ったほか、「3.省エネ型の機器などの導入」も5割を超えている。また、「1.環境にやさしい製品の開発」や「2.省エネを進めるための技術開発」と答えた事業者も1割以上みられた。

前回との比較では、回答数に制限がなくなったことで全ての項目で増加しているが、「1.環境にやさしい製品の開発」や「2.省エネを進めるための技術開発」、「9.地域活動への参加」では2倍以上と特に増加が目立つ。

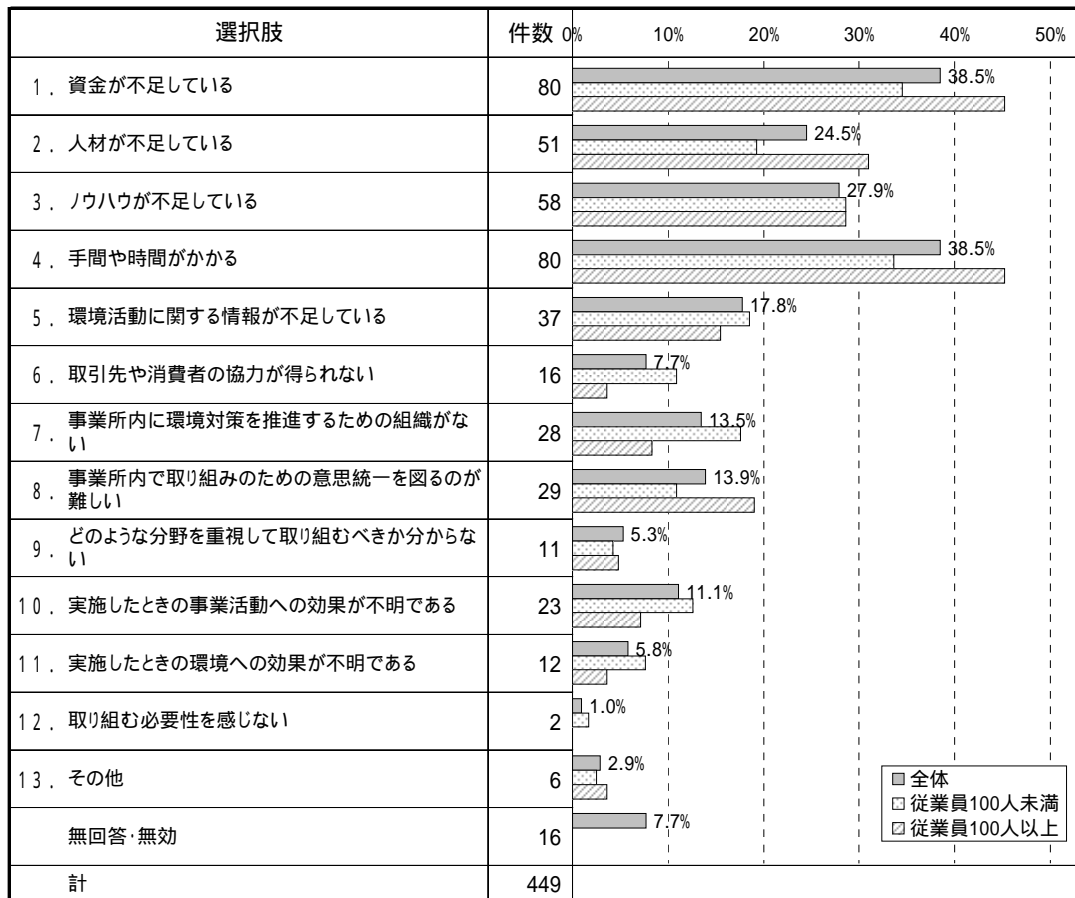
従業員規模別では、やはり全ての項目で100人以上の事業所の方が大幅に上回っている。

特に「2.省エネを進めるための技術開発」や「8.自然環境への影響を少なくする」、「9.地域活動への参加」では100人未満の事業所の2倍以上で、大きな差となった。

【従業員規模別】

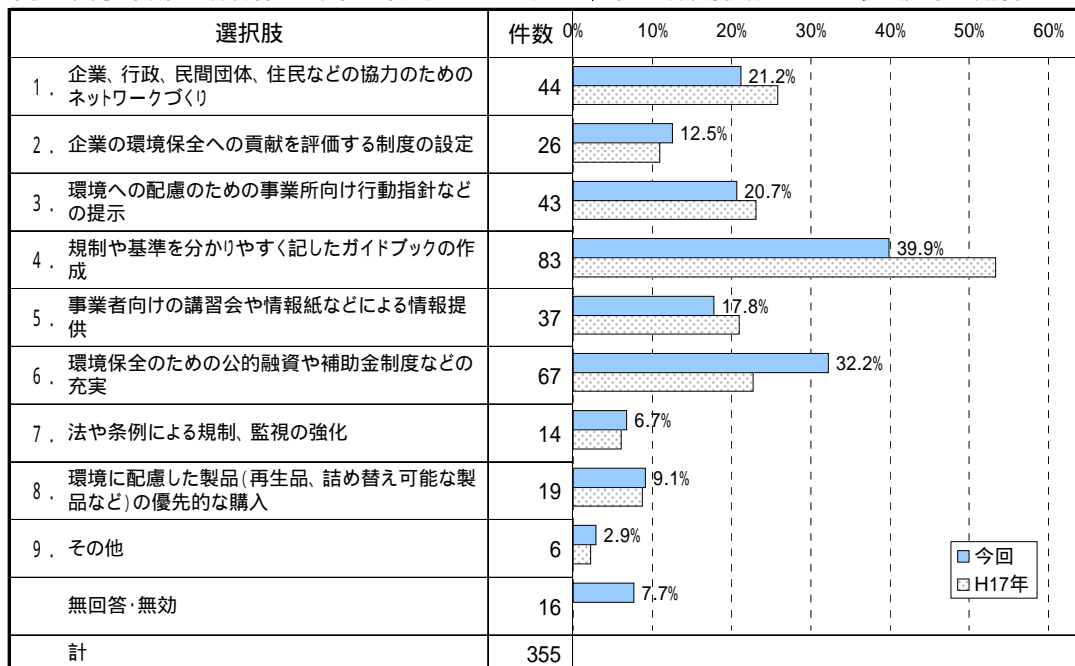


問7 貴事業所が、環境保全対策に取り組んでいく上で、障害となるものは何ですか



「1.資金不足」と「4.手間や時間がかかる」が38.5%で並んで最も多かった。次いで、「3.ノウハウ不足」や「2.人材不足」が続いている。従業員規模別で見ると、「1.資金不足」「2.人材不足」「4.手間や時間がかかる」「8.意思統一が難しい」でいずれも100人以上の事業所の方が高く、問5や問6で見られた取り組みへの姿勢の違いが企業の体力(財力・人材力)の違いではないことを示している。

問8 貴事業所が環境保全対策に取り組んでいく上で、市の環境行政にどのような施策を期待しますが



(H17年とは選択肢の表現が若干異なる)

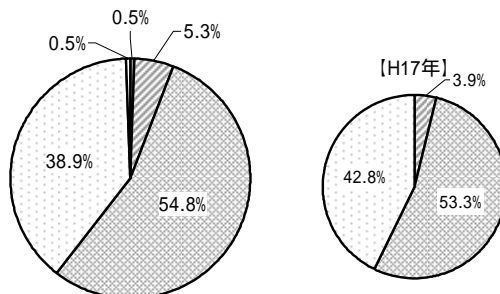
「4.ガイドブックの作成」と回答した事業所が約4割で最も多く、「6.補助金制度の充実」が3割強で続いている。前回との比較では、「4.ガイドブックの作成」が10ポイント以上減少し、規制や基準についての認識がある程度浸透したことが伺える。逆に「6.補助金制度の充実」は約10ポイント増加している。

なお、従業員規模による違いはほとんど見られなかった。

ごみ（事業系一般廃棄物）処理のことにあつねします

問9 貴事業所は、事業活動の中で、ごみとどのように関わっていますか

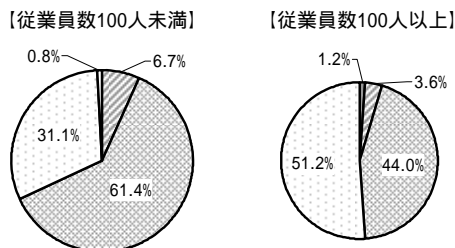
選択肢	件数	比率
1. ごみのことは考えず、事業活動を行っている	1	0.5%
2. ごみの問題は深刻だと思いつながら、ごみに対する配慮はせずに事業活動を行っている	11	5.3%
3. 多少意識して、ごみを少なくする配慮やリサイクルを心掛けている	114	54.8%
4. いつも、ごみを少なくする工夫とリサイクルを実行している	81	38.9%
無回答・無効	1	0.5%
計	208	100.0%



ごみのことは考えず、事業活動を行っている
 ごみの問題は深刻だと思いつながら、ごみに対する配慮はせずに事業活動を行っている
 多少意識して、ごみを少なくする配慮やリサイクルを心掛けている
 いつも、ごみを少なくする工夫とリサイクルを実行している
 無回答・無効

「3.多少意識している」が54.8%で半数以上を占め、「4.いつも実行している」と合わせると何らかの配慮や工夫を行っている事業所が全体の9割以上となった。前回調査との違いはほとんど見られない。

従業員規模別に見ると、「4.いつも実行している」割合は100人以上の事業所の方が約20ポイント高く、100人未満の事業所では「3.多少意識している」割合が高くなっている。



問10 貴事業所は、ごみの減量・リサイクルのためにどのようなことに取り組まれていますか

選択肢	件数	今回 (%)	H17 (%)
1. 紙の使用の抑制(両面印刷、使用済み封筒の再利用、印刷部数の削減など)	175	84.1%	76.0%
2. OA用紙やダンボールなどの再資源化(古紙回収業者などのリサイクルルートに回す)	158	32.2%	10.1%
3. 機密文書(シュレッダー紙)の再資源化	67	1.0%	1.9%
4. 生(厨芥)ごみの再資源化	21	0.0%	0.0%
5. その他	2	0.0%	0.0%
無回答・無効	4	0.0%	0.0%
計	427		

複数回答

「1.紙の使用の抑制」「2.OA用紙などの再資源化」に取り組んでいる事業所がそれぞれ約8割と非常に多くなっている。前回と比較すると、どの取り組みの割合も少しずつ増加しており、「2.OA用紙などの再資源化」の増加幅がやや大きくなっている。

従業員規模別では、「3.機密文書の再資源化」や「4.生ごみの再資源化」で100人以上の事業所の方が若干多いものの、大きな差は見られなかった。

問11 貴事業所が、ごみの減量・リサイクルに取り組まれる理由は何ですか

選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	
1. ごみ処理経費削減のため	129	62.0%									
2. 企業宣伝やイメージアップにつながるため	7	3.4%									
3. 企業としての社会的責任を果たすため	158	76.0%									
4. 法令の規制があるため	25	12.0%									
5. 業界全体の取り組みとして	14	6.7%									
6. 同業他社も取り組んでいるため	1	0.5%									
7. その他	4	1.9%									
無回答・無効	5	2.4%									
計	343										

2つまで回答

「3.企業としての社会的責任」76.0%と、「1.ごみ処理経費削減」62.0%の2つに回答が集まった。従業員の規模による違いはほとんど見られなかった。

問12 貴事業所は、ごみの減量やリサイクルを行う場合の問題点は何だと思えますか

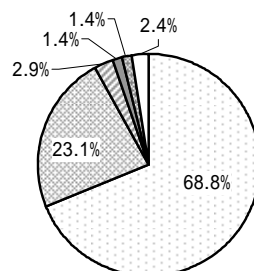
選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%	
1. 経済的なメリットが少ない	82	39.4%						
2. 減量やリサイクルする方法がわからない	13	6.3%						
3. リサイクルを委託できる業者がわからない	8	3.8%						
4. 事業所内での分別の周知・徹底が難しい	59	28.4%						
5. リサイクルするためにごみを保管するスペースや設備を確保するのが困難	64	30.8%						
6. 特に問題はない	54	26.0%						
7. その他	5	2.4%						
無回答・無効	7	3.4%						
計	292							

2つまで回答

「1.経済的なメリットが少ない」が4割弱で最も多く、「5.スペースの確保が困難」「4.周知・徹底が難しい」が3割前後で続いた。「6.特に問題はない」と回答した事業所も約4社に1社いた。従業員の規模による違いは見られなかった。

問13 貴事業所は、新聞やダンボールなどの古紙をどのように処理されていますか

選択肢	件数	比率
1. 古紙回収業者などのリサイクルルートに回す	143	68.8%
2. 市の許可を受けた業者に処理を委託	48	23.1%
3. 投入許可を得て、市の施設(資源化センター)に搬入	6	2.9%
4. 自己処理(基準を満たした焼却炉での処理など)	3	1.4%
5. その他	3	1.4%
無回答・無効	5	2.4%
計	208	100.0%



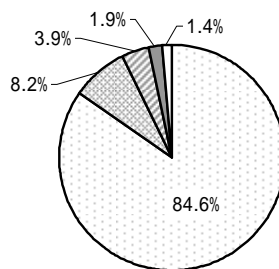
古紙回収業者などのリサイクルルートに回す
 市の許可を受けた業者に処理を委託
 投入許可を得て、市の施設(資源化センター)に搬入
 自己処理(基準を満たした焼却炉での処理など)
 その他
 無回答・無効

「1.回収業者に渡す」が68.8%で最も多く、「2.許可を受けた業者に委託」が23.1%で続いている。それ以外の選択肢を回答した事業所は少数となっている。

従業員の規模による違いは見られなかった。

問14 貴事業所は、古紙以外のごみをどのように処理されていますか

選択肢	件数	比率
1. 市の許可を受けた業者に処理を委託	176	84.6%
2. 投入許可を得て、市の施設(資源化センター)に搬入	17	8.2%
3. 自己処理(業務用の生ごみ処理、基準を満たした焼却炉での処理など)	8	3.9%
4. その他	4	1.9%
無回答・無効	3	1.4%
計	208	100.0%



市の許可を受けた業者に処理を委託
 投入許可を得て、市の施設(資源化センター)に搬入
 自己処理(業務用の生ごみ処理、基準を満たした焼却炉での処理など)
 その他
 無回答・無効

「1.許可を受けた業者に委託」と回答した事業者が84.6%と大半を占めている。従業員の規模による違いは見られなかった。

問15 貴事業所は、本市からのごみに関する情報で何を希望しますか

選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%
1. 古紙をリサイクルするための古紙回収業者などの情報	33							15.9%		
2. 一般廃棄物(収集運搬)許可業者の情報	33							15.9%		
3. 事業系ごみを減量するための先進的な情報	129								62.0%	
4. 廃棄物処理に関する新たな法律などの情報	92								44.2%	
5. その他	3									1.4%
無回答・無効	14									6.7%
計	304									

2つまで回答

「3.ごみ減量のための先進的な情報」が6割強で最も期待されており、次いで「4.廃棄物処理の法律などの情報」が5割弱となっている。

従業員規模別では、「2.一般廃棄物許可業者の情報」は100人未満の事業所の方がやや多く、「3.ごみ減量のための先進的な情報」及び「4.廃棄物処理の法律などの情報」では100人以上の事業所の方が多くなっている。

事業者アンケートのまとめ

関心のある環境問題

地球規模の環境問題

1. 二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球の温暖化
2. 資源やエネルギー、食糧などの枯渇
3. フロンガスなどによるオゾン層の破壊

国内や周辺地域の環境問題

1. 廃棄物の減量とリサイクル
2. 自動車による大気汚染や騒音、振動
3. 工場や事業所による大気汚染や水質汚濁

環境の保全に取り組む上での考え方

1. 企業の責務である
2. コストの削減や利益率の向上につなげる

環境の保全に関する具体的な取り組み

1. 再生紙の使用や紙の使用量の削減に取り組んでいる
2. 廃棄物の減量、分別の徹底、リサイクルなどを推進している
3. 節電、サマタイム制などの省エネルギーに取り組んでいる

今後進めていく取り組み

1. 事業活動から発生する廃棄物を減らし、リサイクルを推進する
2. 事業活動から発生する廃棄物を正しく処理する
3. 省エネルギー型の機器などを導入する

取り組みの障害となること

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. 資金が不足している | 1. 手間や時間がかかる |
| 3. ノウハウが不足している | 4. 人材が不足している |

市の環境行政に期待すること

1. 規制や基準を分かりやすく記したガイドブックの作成
2. 環境保全のための公的融資や補助金制度などの充実
3. 企業、行政、民間団体、住民などの協力のためのネットワークづくり

【総括】

地球規模の環境問題では、地球温暖化とエネルギー問題への関心が高まっている。

環境の保全に取り組むことが、コスト削減や利益率の向上につながるという考え方が急激に浸透している。

環境保全対策に取り組む上で、“資金”とともに“手間や時間”がかかることが最も大きな障害で、“ノウハウ”や“人材”の不足も障害となっている。

市の環境行政に期待することでは、前回調査（H17年）と比べ、公的融資や補助金制度の充実に望む声が高まっている。

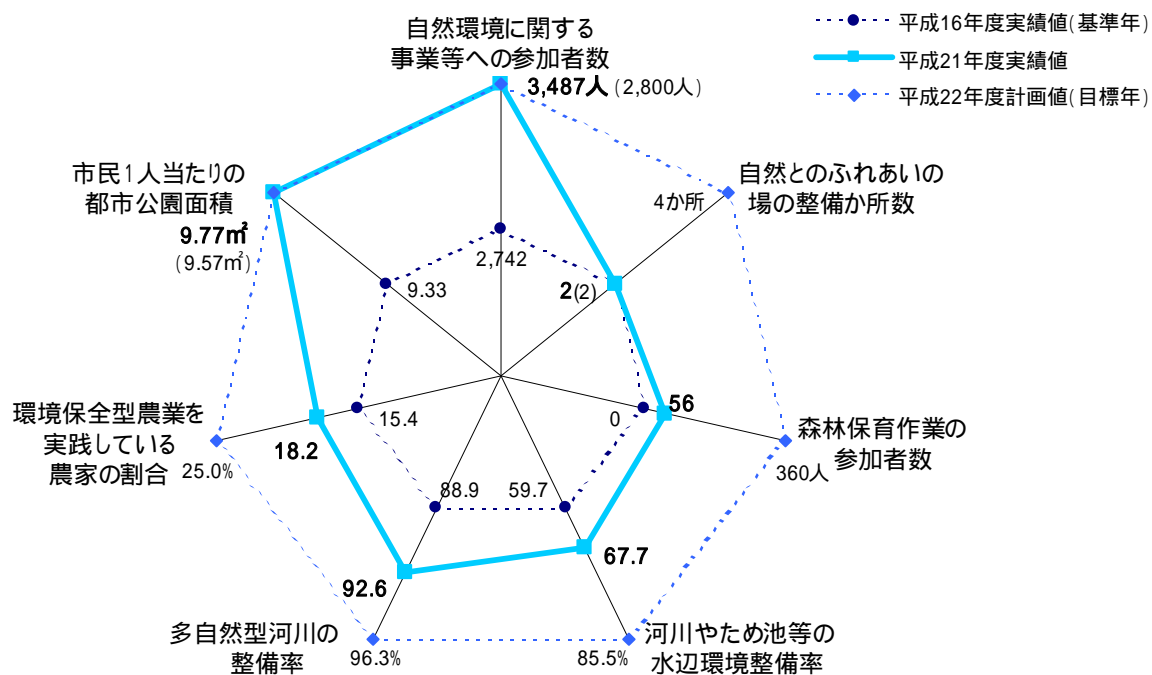
第 1 次豊橋市環境基本計画の進捗状況

第 1 次豊橋市環境基本計画は、施策ごとに設定した指標などにより、その進捗状況を管理しました。その概要は以下のとおりです。

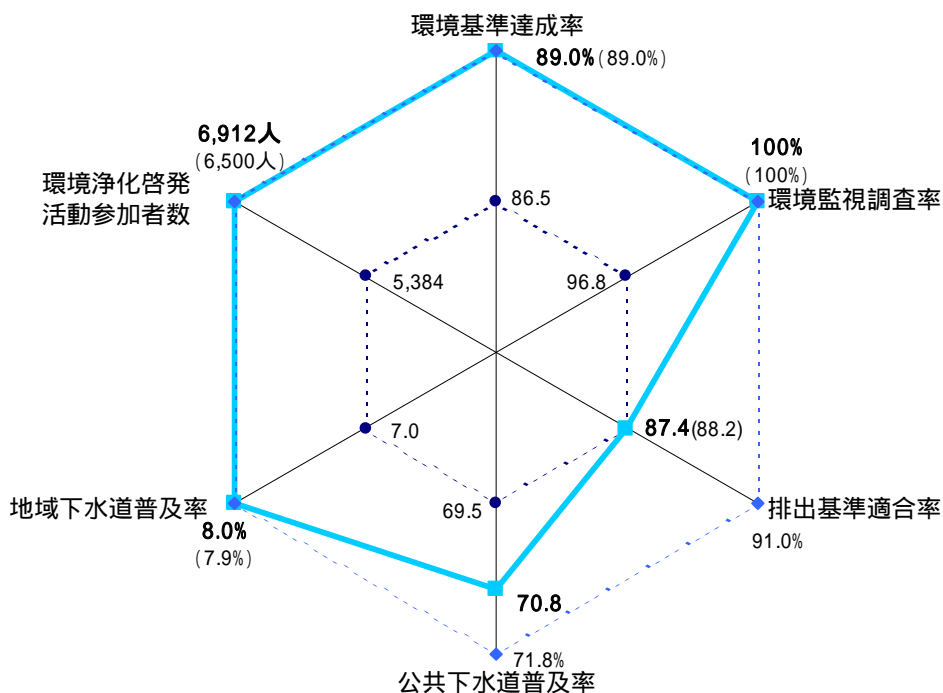
環境目標	指 標	H16 年度 実績値 A	H21 年度 実績値 B	H22 年度 目標値 C	H21 年度進捗率 (B-A)/(C-A)×100
・変化に富んだ生態系の中で、多様な生物が生息する自然環境	自然環境に関する事業等への参加者数 [人]	2,742	3,487	2,800	> 100.0%
	自然とのふれあいの場の整備か所数 [か所]	2	2	4	0.0%
	森林保育作業の参加者数 [人]	0	56	360	15.6%
	河川やため池等の水辺環境整備率 [%]	59.7	67.7	85.5	31.0%
	多自然型河川の整備率 [%]	88.9	92.6	96.3	50.0%
	環境保全型農業を実践している農家の割合 [%]	15.4	18.2	25.0	29.2%
	市民 1 人当たりの都市公園面積 [m ²]	9.33	9.77	9.57	> 100.0%
・清らかな空、海、大地に支えられた、健全で快適な生活環境	環境基準達成率 [%]	86.5	89.0	89.0	100.0%
	環境監視調査率 [%]	96.8	100.0	100.0	100.0%
	排出基準適合率 [%]	88.2	87.4	91.0	< 0.0%
	公共下水道普及率 [%]	69.5	70.8	71.8	56.5%
	地域下水道普及率 [%]	7.0	8.0	7.9	> 100.0%
	環境浄化啓発活動参加者数 [人]	5,384	6,912	6,500	> 100.0%
・資源やエネルギーを大切に、循環を基調とする社会環境	自転車等駐車場の利用台数 [万台]	172	152	180	< 0.0%
	1 日当たりの公共交通機関利用者数 [千人/日]	77	76	77	< 0.0%
	公共施設を中心とした新エネルギー導入総量 [kW]	13,500	19,819	16,000	> 100.0%
	水源林地帯整備面積 [ha]	307.4	510.6	310.0	> 100.0%
	市民 1 人が 1 日に出すごみ量 (事業系一般廃棄物を含む) [g/人/日]	1,076	1,006	928	47.3%
・歴史や風土に培われた、環境への意識と知恵をはぐくむ文化環境	国・県・市の文化財指定件数 [件]	111	110	117	< 0.0%
	文化財関連イベント・展覧会等の参加者数 [人]	33,079	61,840	50,000	> 100.0%
	教育文化施設 1 日当たりの利用者数 [人/日]	3,848	4,241	4,370	75.3%
	広域連携環境活動への参加者数 [人]	—	488	1,500	< 0.0%
	市と N P O との協働事業数 [件]	45	87	75	> 100.0%

注) 進捗率は平成 22 年度の目標値に対する平成 16 年度から平成 21 年度までの達成度を表す。

・変化に富んだ生態系の中で、多様な生物が生息する自然環境

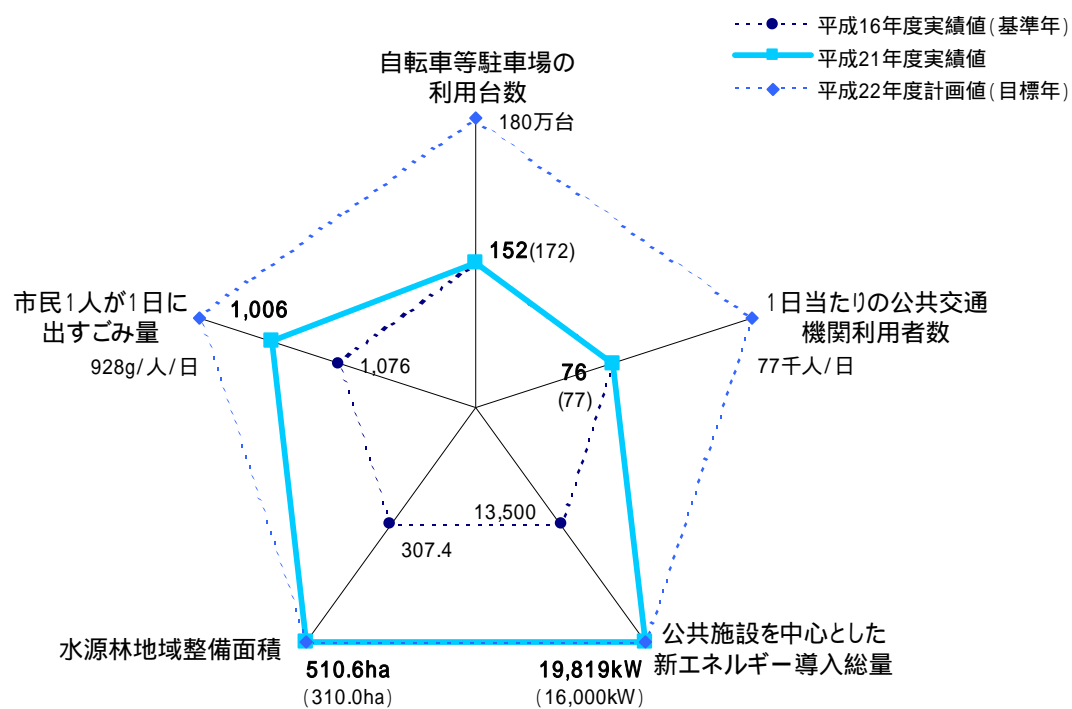


・清らかな空、海、大地に支えられた、健全で快適な生活環境

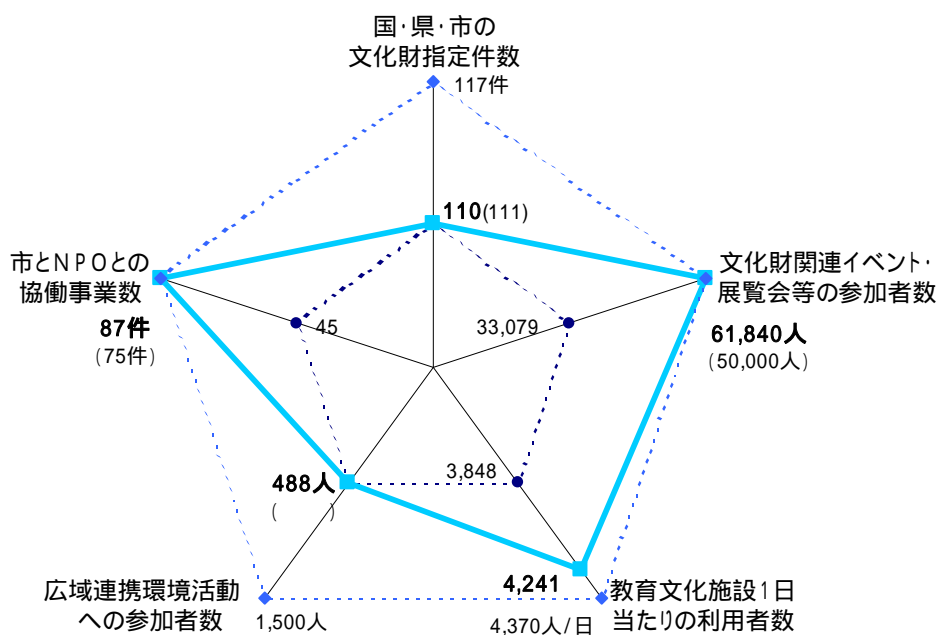


注) 図は進捗率をグラフ化したもの。
 平成 21 年度の値が平成 22 年度の値を上回る場合(進捗率が 100% 以上の場合)は平成 22 年度と同じ点へ、
 また平成 16 年度の値を下回る場合(進捗率が 0% 以下の場合)は平成 16 年度と同じ点へ表示。
 図中の数値は各年度の実績値または目標値を示す。

・資源やエネルギーを大切にし、循環を基調とする社会環境



・歴史や風土に培われた、環境への意識と知恵をはぐくむ文化環境



用語解説

= アルファベット =

- ・ BDF (Bio Diesel Fuel)

バイオディーゼル燃料。菜種油などの生物由来油から作られたディーゼルエンジンの燃料のこと。BDF を使用した際に発生する CO₂ は、もともと大気中にあったものであることから、温室効果ガスの排出量として算出されない。そのため、BDF の使用量に相当する分の化石燃料からの CO₂ を削減できる。

- ・ COP (Conference of the Parties)

国際条約の締約国が集まって開催する会議のこと。特定の条約の会議を指すわけではなく、例えば、“ COP10 ” と言えば、平成 22 年 (2010 年) に名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議を想定するが、気候変動枠組条約やラムサール条約などの第 10 回締約国会議も同じく “ COP10 ” と呼ぶ。

- ・ IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change)

気候変動に関する政府間パネル。昭和 63 年 (1988 年) に設立した気候変動 (地球温暖化) に関する科学的な研究の収集・整理を行うための政府間機構。科学的知見に基づいて、気候変動 (地球温暖化) の影響の程度、危険性 (リスク) 等を取りまとめた評価報告書を数年おきに公表している。平成 19 年 (2007 年) のノーベル平和賞を、アル・ゴア元アメリカ合衆国副大統領と共に受賞した。

- ・ ISO14001 (International Organization for Standardization)

国際標準化機構 (ISO) が平成 8 年 (1996 年) に出した環境管理 (環境マネジメントシステム) に関する国際規格。組織が、環境配慮の体制を作る場合に、この規格が標準的な手法としてしばしば用いられる。第三者機関の認証を受けることにより、組織が環境配慮活動を行っていることを国際的に証明できる。

- ・ PRTR 制度 (Pollutant Release and Transfer Register)

化学物質排出移動量届出制度ともいう。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国への報告を年に 1 回行う制度。国は、事業者からの報告や統計資料などを用いた推計に基づき、対象化学物質の環境中への排出量などを把握、集計し、公表する。

= ア行 =

- ・ あいくる材

公共工事でより多くのリサイクル資材を利用してもらうために始まった「愛知県リサイクル

資材評価制度（愛称：あいくる）」によって認定を受けた資材。平成 14 年（2002 年）から愛知県で実施されており、再生原料の発生地やリサイクル資材の製造地は愛知県内に限定されていない。

- ・愛知ターゲット

平成 22 年（2010 年）に名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された、生物多様性の損失に歯止めをかけるための平成 23 年（2011 年）以降の戦略計画。人類が自然と共生する世界を 2050 年までに実現するために、平成 32 年（2020 年）までに国際社会が実効性のある緊急行動を起こすことを求めており、平成 32 年（2020 年）までに少なくとも陸域の 17%、海域の 10%を保全することなど、20 の目標を掲げている。

- ・あいち森と緑づくり事業

愛知県の事業で、県民の暮らしを支えてくれる森や緑を健全な状態で引き継ぐため、「あいち森と緑づくり税」を財源とし、森林や里山林、都市の緑の整備保全する様々な取組みを進めている。都市緑化については、「身近な緑づくり」「緑の街並み推進」「美しい並木道再生」「県民参加緑づくり」の 4 種類の事業があり、本市でも民有の駐車場や建物の壁面・屋上の緑化を推進する「緑の街並み推進事業」などに取り組んでいる。

- ・エコファーマー

たい肥等による土づくり技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術を一体的に用いて、環境にやさしい農業を実践する栽培計画を策定し、この計画が知事に認定された農業者。

- ・エコモビリティライフ

クルマ（自家用車）と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイルのこと。愛知県では、クルマに過度に依存しないで、公共交通などとのバランスの取れた交通社会を創って行くために、「エコモビリティライフ」を県民運動として進めている。

- ・温室効果ガス

大気中に存在するガスのうち、太陽からの熱を地球に封じ込める働きをするもの。地球温暖化対策の推進に関する法律では、人為的な排出による温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO₂）のほか、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）の 6 種を定めている。

= 力行 =

- ・環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境によい影響を及ぼす行動を記録し、必要

に応じて点数化したり、一定期間の集計を行ったりするもの。環境家計簿をつけ、環境を巡る家庭の行動の実態を把握することは、各自の環境との関わりを見直すきっかけともなる。

- ・環境基準

環境基本法第 16 条に基づいて設定された、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。なお、環境基準を満たした場合において、「適合」あるいは「達成」と表現することがあるが、本計画においてはすべて「達成」と統一して表記している。

- ・環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、化学肥料や農薬等の各種資材の適正な使用によって環境負荷を低減する農業。さらに、愛知県では農薬残留や重金属汚染などが起こらないように「環境と安全に配慮した農業」への取り組みを進めている。

- ・環境マネジメントシステム

環境管理（マネジメント）とは、事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的かつ積極的な環境保全のための行動を計画、実行、評価することをいう。環境マネジメントシステムは、a) 環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、b) 実行、記録し、c) 実行状況を点検し、d) 方針等を見直す、という一連の流れを指す。国際標準化機構（ISO）が定めた環境マネジメントに関する規格として、ISO14000 シリーズがある（「ISO14001」を参照）。

- ・京都議定書

平成 9 年（1997 年）12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で採択された議定書。平成 17 年（2005 年）2 月にロシアの批准により発効した。先進締約国（共同体）全体で平成 20～24 年（2008～2012 年）における温室効果ガスの排出を平成 2 年（1990 年）比で少なくとも 5%削減することを目標と定め、国ごとに削減率（日本 6%、EU 8%など）を義務付けている。直接的な国内の排出削減以外に共同実施、クリーン開発メカニズム、排出量取引などの手法がある。

- ・経済的手法

環境政策の手法の一つで、税や補助金によって市場原理に働きかけ、消費者などの行動を環境保全的なものに導くもの。同じレベルの環境基準の達成を目標とする場合、法令などで直接的に規制するよりも低いコストで目標を達成できるほか、環境保全の効果が継続しやすいというメリットがある。ごみ減量のための経済的手法の具体例としては、生ごみ処理容器の購入に対する助成や、地域資源回収を行う団体への奨励金交付、ごみ収集処理の有料化などがある。

- ・光化学スモッグ

工場や自動車等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が、紫外線によって光化学反

応を起し、光化学オキシダントや粒子状物質（エアロゾル）を生成する現象、あるいはこれらの物質によるスモッグ状態のことをいう。人体に有害であるため、光化学スモッグ注意報や警報が発令された際には、窓を閉めて外出を避けるのが望ましい。国内での発生件数は1970年代をピークに減少傾向にあるが、近年は中国の大気汚染の影響と推測される光化学スモッグが発生しているほか、一部の大都市ではヒートアイランド現象の影響で増加している。

- ・高反射率塗装

高い日射の反射率をもつ塗料を用いた塗装のこと。建物の屋上や壁面に施すことで、太陽熱の吸収を抑え、表面や室内の温度を抑えることができる。

= サ行 =

- ・サイクル&ライド

最寄り駅等まで自転車を使い（＝サイクル）、駅等に近接した駐輪場に駐輪し、鉄道等の公共交通に乗り換えて（＝ライド）、目的地まで行く方法。

- ・再生可能エネルギー

自然環境の中で比較的短期間に繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称で、化石燃料（石油、石炭、天然ガス等）やウラン等の枯渇性エネルギーと対比される。再生可能エネルギーには、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱等の自然エネルギーが含まれる。枯渇性エネルギーの利用は、温室効果ガスの排出や廃棄物の処理等で環境への負荷が大きいため、再生可能エネルギーが注目されているが、エネルギー密度が低いことや、利用のコストがまだまだ高いことなど欠点も多い。

- ・サーマルリサイクル

廃棄物を焼却処理する際に発生するエネルギーを回収・利用すること。発電のほか、温水などの熱源や冷房用のエネルギーとして利用することができる。平成12年（2000年）に制定された循環型社会形成推進基本法では、廃棄物・リサイクルの優先順位として、リデュース、リユース、マテリアルリサイクルに次ぐ4番目にサーマルリサイクルを挙げている。

- ・省エネナビ

現在のエネルギー消費量を金額で知らせたり、利用者が決めた省エネ目標値を超えたことを知らせたりできる機器。利用者が自身でどのように省エネを進めるかの判断材料となる。

- ・生物多様性

多様な生きものが存在していることを指す。多様性には3つのレベルがあり、河川、干潟、里山など様々なタイプの自然があることを表す「生態系の多様性」、動植物から微生物まで様々な種類の生きものが存在することを表す「種の多様性」、同じ種でも遺伝子の違いによって形や

生態などに様々な個性があることを表す「遺伝子の多様性」がある。生物多様性は、全ての生きものが存立するための基盤となっているだけでなく、地域ごとの特徴的な風土や文化の根源になっているものであり、生物多様性が損なわれるということは、極論すれば、地域のアイデンティティが失われていくことにもつながる。

= 夕行 =

・地産地消

地域で生産された農産物等をその地域で消費すること。消費者と生産者の距離を縮め、相互理解の促進、輸送距離の短縮等による環境への負荷軽減など、多くの効果が期待される。

・低炭素社会

二酸化炭素（CO₂）の排出が少ない社会のこと。温室効果ガスの大部分を占める CO₂ の排出を抑えることは世界的な課題となっており、省エネルギーの徹底や、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換等が求められている。CO₂ の排出量と吸収量が均衡している状態をカーボンニュートラルといい、低炭素社会の主要なテーマとなっている。

・特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、平成 16 年（2004 年）の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」によって指定された生物。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。特定外来生物は、飼養、栽培、保管、運搬、輸入などといった取り扱いを規制し、防除なども行うこととしている。同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものとして政令により定められる。平成 17 年（2005 年）6 月に第一次指定が発表された。平成 22 年（2010 年）2 月現在では、アライグマ、タイワンリスなどを含む 97 種類が指定されている。

= ナ行 =

・名古屋議定書

平成 22 年（2010 年）に名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された、遺伝資源の採取・利用と、利益の公正な配分に関する取り決め。利益を利用国と原産国で公正かつ衡平に配分することや、遺伝資源だけでなく遺伝資源に関連した先住民の伝統的知識も利益配分の対象となること、ワクチン開発に不可欠なウィルスなどの病原体については先進国が率先利用することなどが定められている。過去に遡っての適用や、遺伝資源を加工した派生物への利益配分は内容から外された。

= 八行 =

- ・ バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念。一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源のうち化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。バイオマスの種類は多岐にわたり、廃棄物系のもの（家畜排泄物、食品廃棄物）、未利用のもの（稲わら、間伐材など）、資源作物（エネルギーや製品の製造を目的に栽培される菜の花やとうもろこしなど）がある。

- ・ 光害

照明器具から照射される光が目的とする範囲の外に漏れたもの（漏れ光）によって、良好な照明環境の形成が阻害されている状態。過度な照明は、人の睡眠や農作物の生育、野生生物の成育などに影響を及ぼすことがあるほか、エネルギーの浪費にもつながる。

- ・ ヒートアイランド

都市部における気温が、郊外部と比べて高温になる現象で、高密度にエネルギーが消費されることや、地面の大半がコンクリートやアスファルトで覆われ、水分の蒸発による気温の低下が抑えられることが原因とされる。

- ・ ファーマーズマーケット

地域の地産地消の拠点となるような大規模な農産物直売所。

= マ行 =

- ・ マルチング材

マルチングとは、畑などの表面を紙やプラスチックフィルムなどで覆うことをいい、雑草の繁茂や肥料の流出防止、土壌の保温や保水などの効果がある。剪定枝などをチップ化したマルチング材は、公園の植栽地や園路に敷いて雑草の繁茂を抑制するなどの使い道が考えられる。

- ・ 緑のカーテン

植物を建物の外側に生育させることにより、建物内の温度上昇を抑えるもの。アサガオやゴーヤのようなつる性植物が用いられることが多く、太陽熱を直接遮断するだけでなく、葉から出る水蒸気の蒸散による気化熱で温度を抑制する効果がある。近年は多くの学校や公共施設で設置する取り組みが進んでいる。

- ・ モーダルシフト

トラックなどの自動車輸送による排出ガスやCO₂の発生抑制、交通渋滞の緩和などを目的として、輸送形式を鉄道や船輸送に置き換えることをいう。

= ヤ行 =

・ 溶融スラグ

廃棄物や下水汚泥又はそれらの焼却灰を高温度で溶融し、冷却固化したもので、主に公共工事の建設・土木資材として利用されている。

本計画で使用している写真の一部は、稲田浩三氏、岩瀬直司氏、小林春吉氏、中西正氏の4氏からご提供頂きました。厚くお礼申し上げます。